

とうまちょう

当麻町

だい じ しょう しゃ きほん けいかく
第3次障がい者基本計画

れい わ ねん がつ
令和6年3月

とうまちょう
当麻町

「障がい」の表記について

「障害」に用いる「害」という漢字は、一般的に否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在これに代わる適切な言葉がないのが実情です。

そのため、「障害」の「害」の字をひらがな表記にした「障がい」に変更することによって、少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、本計画において「障害」については、法律や制度に基づく名称及びそれらの中で特定のものを指す用語を「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

はじめに



本町では、平成18年度に「当麻町障害者基本計画」(平成18年度～平成27年度)を策定し、誰もが住み慣れた家や地域で、安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んだ後、平成28年度に前計画の基本的な考え方を踏襲した「第2次障がい者基本計画」(平成28年度～令和5年度)を策定し、生きがいをもって安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいりました。

今年度末に第2次障がい者基本計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の基本的な考え方を踏襲し、制度改正や国際的動向を踏まえ、第3次障がい者基本計画(令和6年度～令和14年度)を策定いたしました。

国では、障害者総合支援法の施行により、障がいのニーズに基づいた地域生活支援体制を整備する方向性が示されており、本町としても、多様化するニーズへのきめ細やかな対応を行っていくことが必要と考えております。

障がいの地域生活を支えるため、「障がい福祉サービス」のみならず、「権利擁護と差別解消」、「教育・療育・文化・スポーツ」、「保健・医療」、「バリアフリーの充実」などの幅広い分野で障がい者施策を展開し、計画的かつ総合的に障がい者支援を進めてまいります。

最後になりましたが、計画の策定に当たりご尽力をいただきました自立支援協議会及び同専門部会の皆さま、アンケート調査にご協力いただくなど貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆さまや関係団体ならびに関係機関の皆さまに対し、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

当麻町長 村椿 哲朗

もく じ
目 次

I. 総 論	5
・第1章 計画の策定に当たって	6
1. 計画策定の背景と趣旨	6
2. 計画の根拠法と位置付け	7
3. 計画の対象	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定方法	10
・第2章 障がい児・者を取り巻く現状	11
1. 当麻町の現況	11
2. 町における障がいのある人の状況	12
3. 障がいのある人を支える地域支援体制の状況	14
4. アンケート調査結果	16
・第3章 計画の基本的な考え方	39
1. 計画の基本理念	39
2. 施策の基本目標	41
3. 施策体系	43
II. 各 論	44
・基本目標1 安心して暮らすために	45
1. 生活支援の充実	45
2. 保健・医療の充実	52
3. 新たなニーズへの対応	55
・基本目標2 生きがいのある暮らしづくり	57
1. 療育・教育の充実	57
2. 雇用・就労の充実	60

3. 社会参加 <small>しゃかいさんか</small> の促進 <small>そくしん</small>	62
・基本目標 <small>きほんもくひょう</small> 3 バリアのないまちづくり.....	65
1. 心のバリアフリー <small>こころ</small> の推進 <small>すいしん</small>	65
2. 生活環境 <small>せいかつかんきょう</small> の整備 <small>せいび</small>	69
3. 情報 <small>じょうほう</small> ・コミュニケーション <small>じゅうじつ</small> の充実.....	73
Ⅲ. 資料編 <small>しりょうへん</small>	75
当麻町自立支援協議会設置規則 <small>とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせつちきそく</small>	76
当麻町自立支援協議会専門部会設置要綱 <small>とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせんもんぶかいせつちようこう</small>	79
当麻町自立支援協議会委員 <small>とうまちょうじりつしえんきょうぎかいいいん</small>	80
当麻町自立支援協議会専門部会構成機関一覧 <small>とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせんもんぶかいこうせいきかんいちらん</small>	81
当麻町自立支援協議会体制図 <small>とうまちょうじりつしえんきょうぎかいたいせいず</small>	83
関連する法律・条約 <small>かんれん ほうりつ じょうやく</small>	84

I. 総論

第1章 計画の策定に当たって

第2章 障がい児・者を取り巻く現状

第3章 計画の基本的考え方

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、「生きがいをもって安心して暮らすことができる町」の実現を目指し、平成19年3月に障がい者施策の基本となる「当麻町障がい者基本計画」を、その実施計画として第1期～第3期の「障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、計画期間の終了に伴い、ノーマライゼーションの理念を継承した「当麻町第2次障がい者基本計画」を平成28年度から令和5年度を計画期間として策定しました。

国では、平成18年に国際連合が採択した障がい者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障がい者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障がい者権利条約の障がい者に対する合理的な配慮※の概念が盛り込まれました。

さらに平成25年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障がい者差別解消法」が制定され、障がい者権利条約は、平成26年1月に批准されました。

本町においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しながら、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進など、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。また、令和4年度より愛別町、比布町、上川町、当麻町の四町で地方自治法に基づく一部事務組合「上川中部福祉事務組合」を設立。上川中部基幹相談支援センター及び上川中部こども通園センターの事務を一体的に行うほか、子どもから高齢の方まで幅広い年代の障がいをもちの方の相談・支援体制をより一層強化しました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進行する中、それを背景にした様々な社会的要因により障がいの認定を受ける人が増加しています。障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化により、障がい者福祉のニーズは多様化しています。

障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思によって地域で安心した生活を送ることができるように、市町村が担う役割はこれまでにも増して重要なものとなってきています。

今回、「当麻町第2次障がい者基本計画」が計画期間を終了することとなるため、各種法制度の改正や障がい者総合支援法のサービス内容の変化に合わせ、個別施策の見直しを含めた「当麻町第3次障がい者基本計画」を策定します。

※合理的な配慮：障がい者一人ひとりの必要性を考慮して、その状況に応じた変更や調整などをお金や労力などの負担が掛かりすぎない範囲で行うこと。視覚障がいのある人の通路に障害物を置かない、障がいのある児童生徒などに対する支援員の配置、知的障がいのある人にもわかりやすい説明書や漢字にふりがなを付けるなどが一例です。

障がい者の権利に関する条約「第二条 定義」では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失った又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

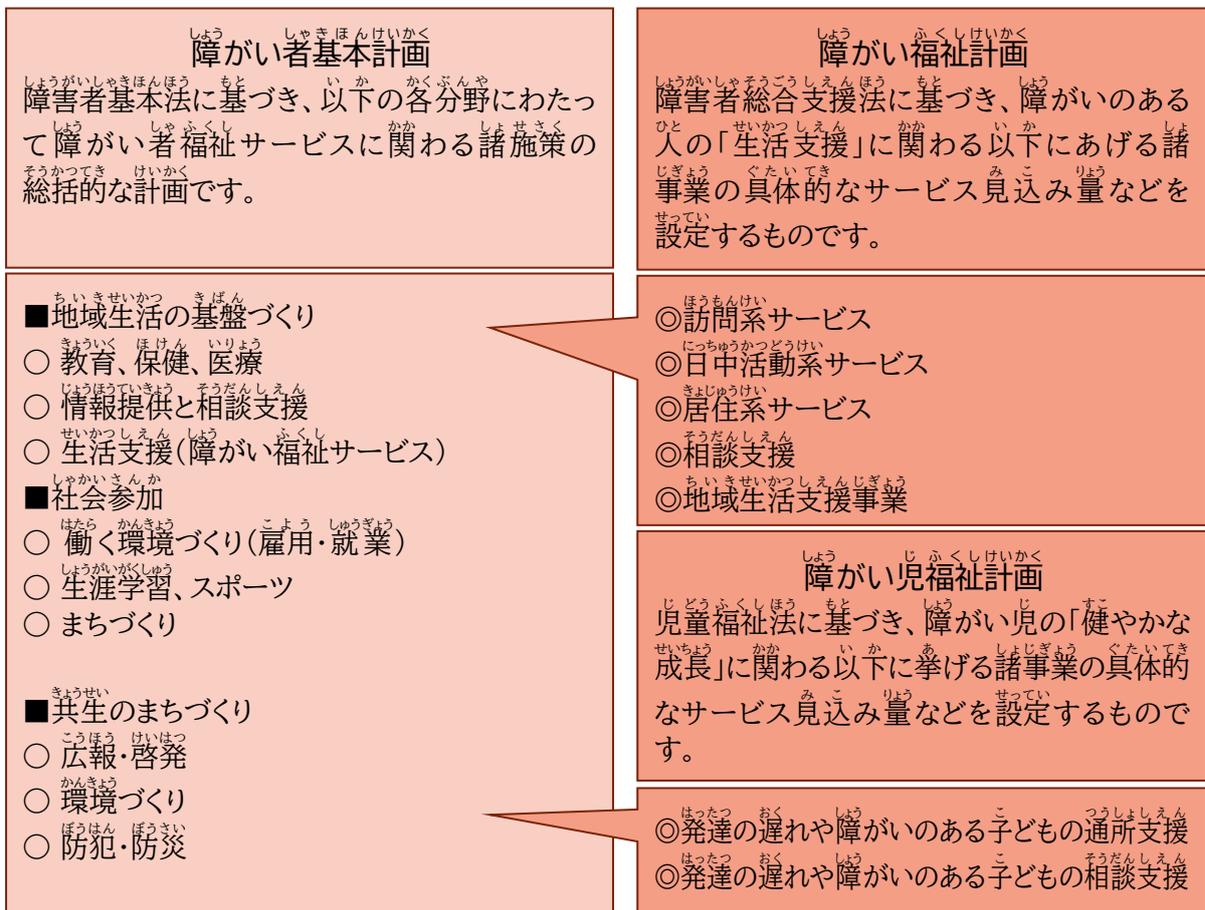
2. 計画の根拠法と位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、令和6年度に策定の障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」である「第7期当麻町障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」である「第3期障がい児福祉計画」は、本計画の障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する実施計画です。

両計画は、相互に補完的な計画として位置付けられており、本町の障がい者施策、障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標を定めます。

【障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係】



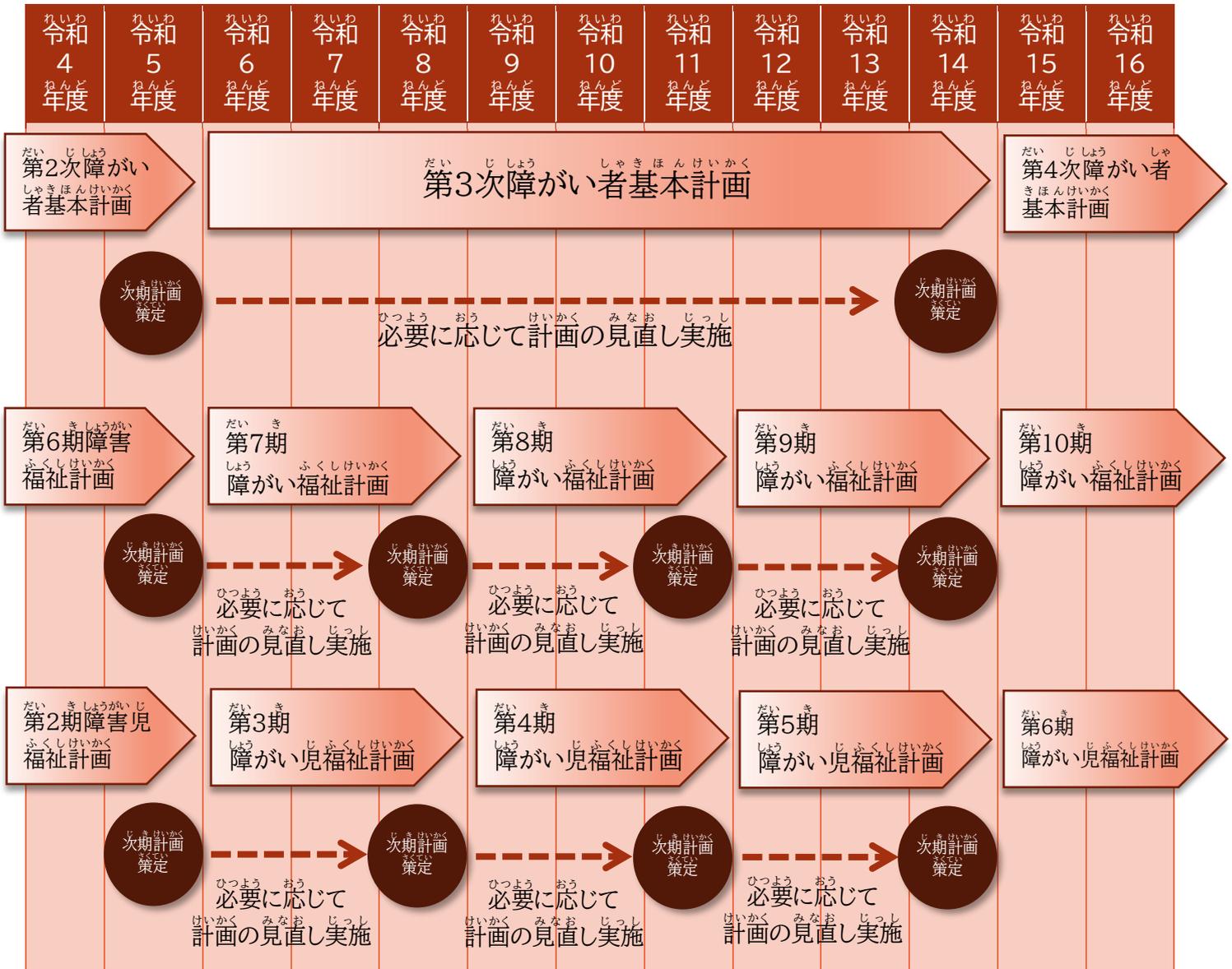
3. 計画の対象

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に定義される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい※、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを言います。また、治療方法が確立していない疾病など政令で定める「難病」の人や発達に不安を抱える子どもについても本計画の対象者とし、障がい児・者が地域で安心して生活できる環境を整備し、社会参加を支援・促進するために策定します。

※発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がい（発達障がいのグループとして自閉症スペクトラムと表現されることが多いです）

4. 計画の期間

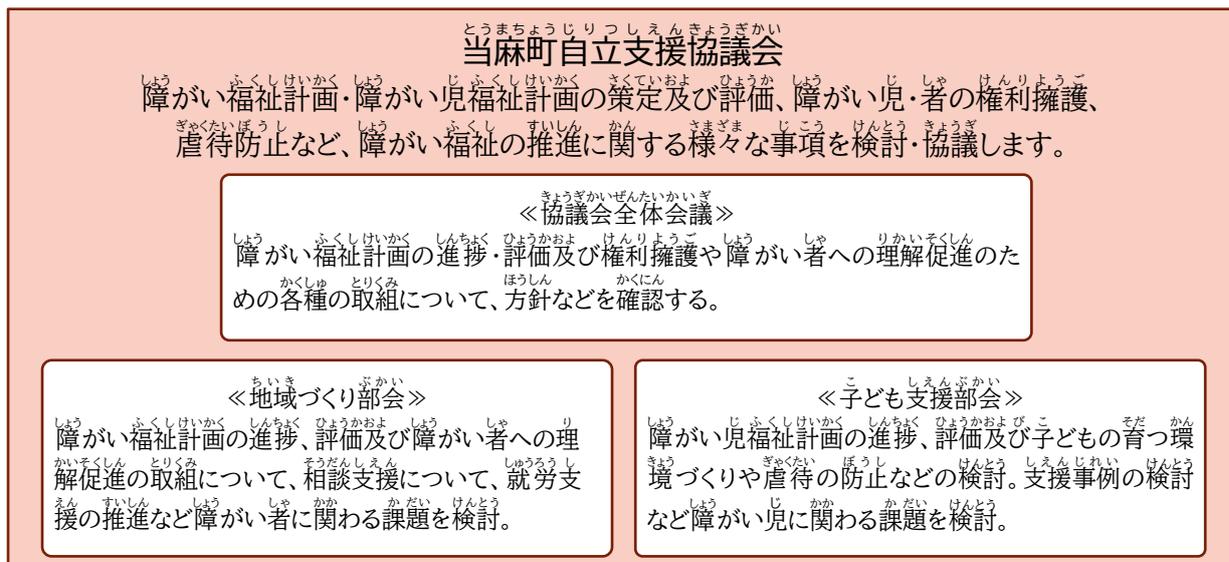
第3次障がい者基本計画の計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間とします。



5. 計画の策定方法

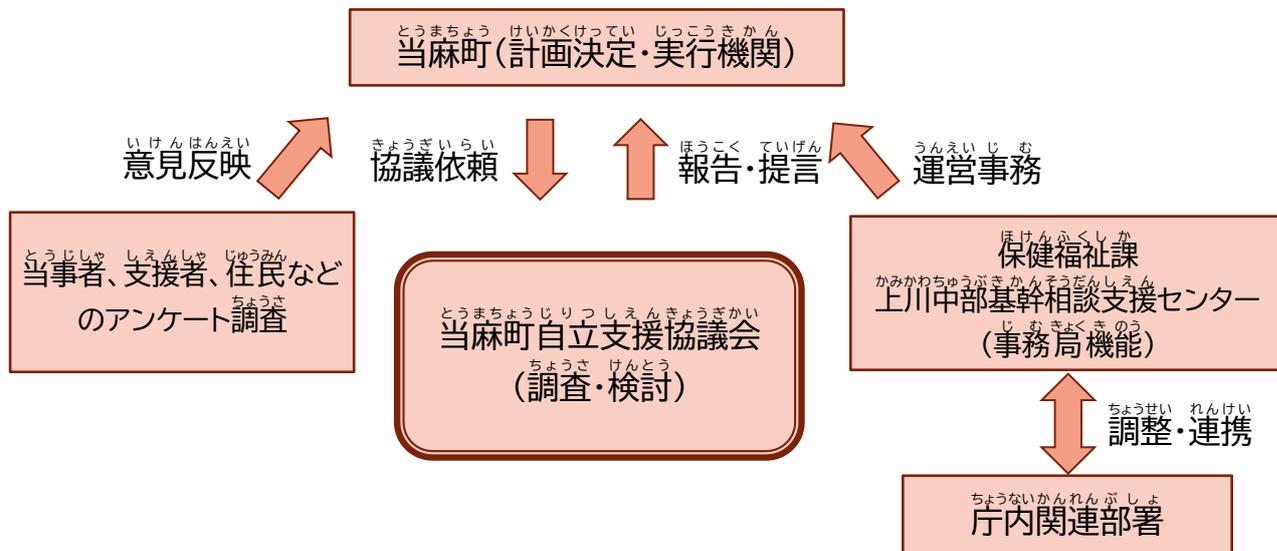
(1) 計画の策定

本計画の策定に当たっては、障がい者福祉事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎情報を得ることを目的として、障がいのある人や家族、関係者、住民などに意識調査を実施しました。多角的な視点で検討するため、当麻町自立支援協議会及びその部会において、計画内容の協議を行いました。



(2) 計画策定の体制

本町は、当麻町自立支援協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。当麻町自立支援協議会は、計画策定とともに、計画の推進に係る調査及び検討を行い、運営は保健福祉課が行います。計画策定及び事業実施に当たっては、町民、関係者などの意見を聴くものとします。



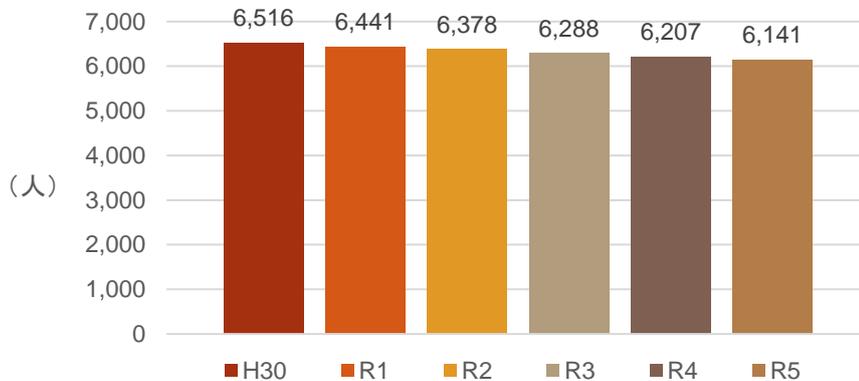
第2章 障がい児・者を取り巻く現状

1. 当麻町の現況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、平成30年に6,516人だった総人口は、令和5年には6,141人となり、375人の減となっています。

■ 総人口の推移



資料: 住民基本台帳(各年10月1日)

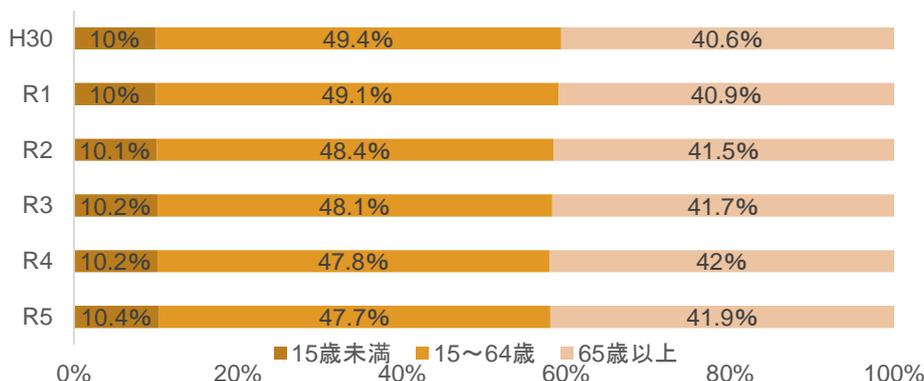
(2) 年齢3区分別の人口推移

総人口の年齢構成別の推移をみると、高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)は、平成30年の40.6%から年々増加傾向にあり、令和5年には41.9%と高齢化が進展しています。

令和5年版高齢社会白書による令和4年10月1日の全国の高齢化率は29.0%、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課による令和5年1月1日の北海道の高齢化率は32.8%であり、本町は高齢化率が非常に高いと言えます。

■ 年齢3区分別の人口推移

資料: 住民基本台帳(各年10月1日)

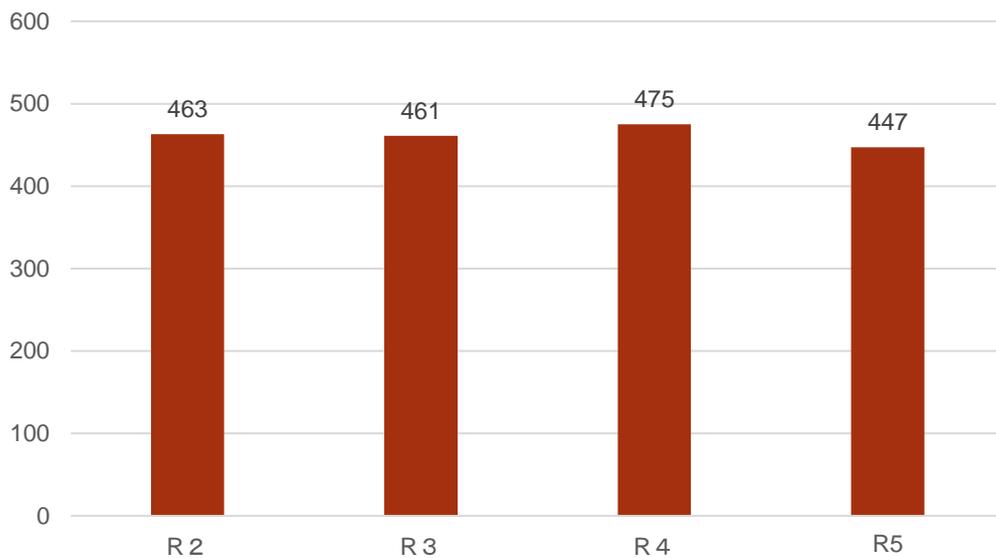


2. 町における障がいのある人の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がいのある人の人数(身体障害者手帳所持者数)は、令和2年度からほぼ横ばいで推移しており、令和5年は合計で447人となっています。

■ 身体障がい者数の推移

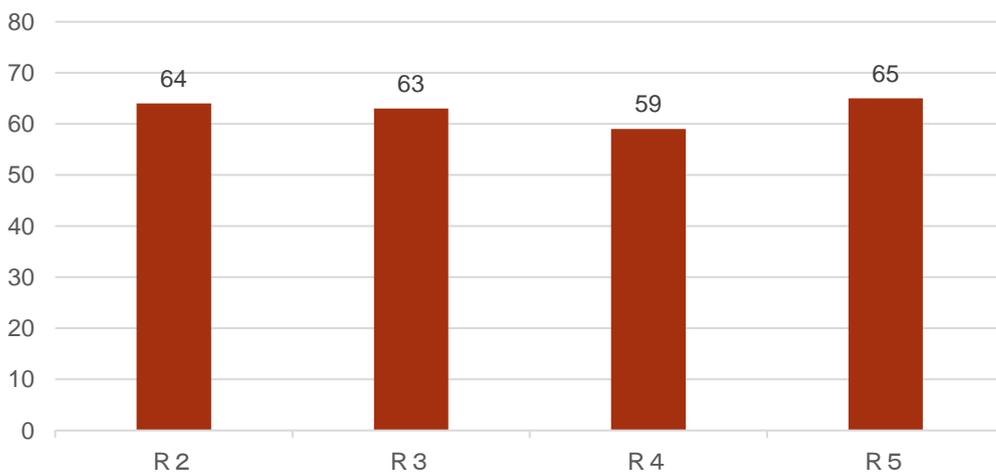


資料:保健福祉課(各年10月1日)

(2) 知的障がい者の状況

知的障がいのある人の人数(療育手帳所持者数)は、令和2年度からほぼ横ばいで推移しており、令和5年度は65人となっています。

■ 知的障がい者数の推移

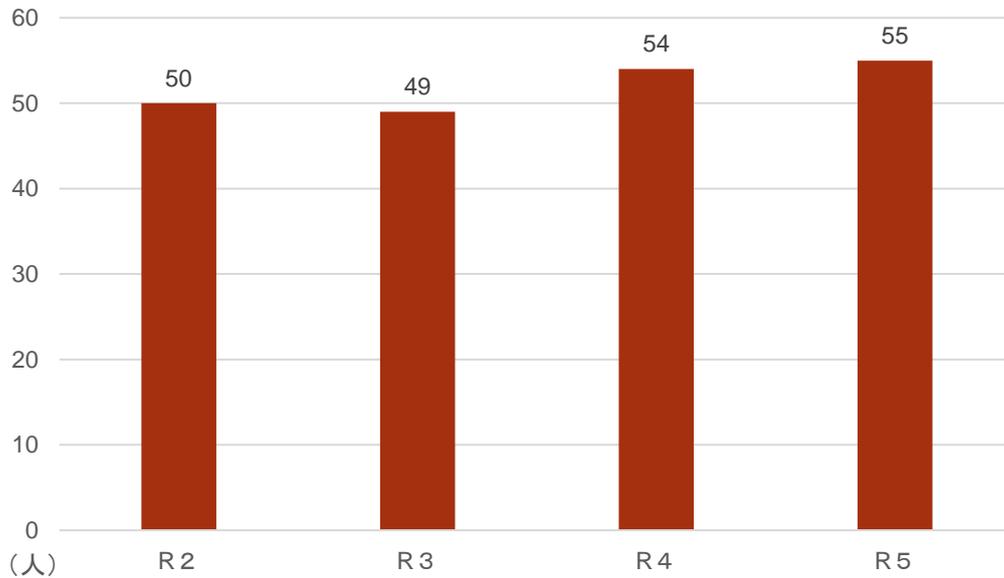


資料:保健福祉課(各年10月1日)

(3)精神障がい者の状況

精神障がいのある人の人数(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は、令和3年度から微増しており、令和5年度は55人となっています。

■精神障がい者数の推移



資料:保健福祉課(各年10月1日)

(4)難病患者の状況

難病患者の状況については、北海道と連携を図りながら情報の把握に努めます。

3. 障がいのある人を支える地域支援体制の状況

(1) 障がい福祉サービス事業者

■ 障がい福祉サービス事業者一覧(令和5年4月現在)

名称	サービス名	利用定員
当麻町ホームヘルプサービスセンター (当麻町社会福祉協議会)	居宅介護、重度訪問介護	—
	移動支援、福祉有償運送	—
ギャラリーかたるペプラス	生活介護	25
	短期入所	2
	就労継続支援(B型)	15
	共同生活援助	23
	日中一時支援	5
	移動支援、福祉有償運送	—
ワークショップ さんれつど	就労継続支援(B型)	40
グループホームさんれつど	共同生活援助	7
さぽーとカラフル	就労継続支援(B型)	20

(2) ボランティア活動

令和4年度末現在、本町では、1団体、42人がボランティア登録をされており、施設への奉仕活動などの地域活動を行っています。

■ ボランティア登録数(令和4年度末現在)

グループ登録	団体数(団体)	1
	人数(人)	37
個人登録	人数(人)	5
登録人数計(人)		42

■ ボランティア団体一覧(令和4年度末現在)

名称	人数(人)	主な活動内容
当麻町ボランティアの会	37	施設への奉仕活動など

(3) 障がい者団体

令和4年度末現在、本町で活動している障がい者団体は1団体で、64人が加入しています。

■ 障がい者団体一覧(令和4年度末現在)

名称	人数(人)	年間活動回数(回)	主な活動内容
当麻町手をつなぐ育成会	64	4	地域事業など

※年間活動回数は令和4年度の年間実績

(4) 地域の相談員

令和4年度末現在、本町は、民生委員児童委員23人、地域相談員が2人、人権擁護委員が3人おり、地域に密着した相談活動を行っています。

■ 地域の相談員人数(令和4年度末現在、単位:人)

名称	人数
民生委員児童委員	23
地域相談員	2
人権擁護委員	3
合計	28

4. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

このアンケート調査は、今後の障がい者福祉施策とともに、障がい福祉サービスなどの事業運営を検討するための基礎資料として、町内障がい福祉サービス事業所の利用者や当麻町子育て総合センターを利用しているお子さんの保護者、支援関係者、町の行事にご参加いただいた住民の皆さんからご意見をお聴かせいただくために実施しました。

2) 調査対象及び調査方法など

1 町内障がいサービス事業所利用者	①調査期間 令和5年11月7日～11月27日 ②実施方法 町内福祉サービス提供事業所に郵送し、事業所職員から利用者へアンケート配布
2 当麻町子育て総合センターを利用しているお子さんの保護者	①調査期間 令和5年11月7日～11月27日 ②実施方法 当麻町子育て総合センターを利用しているお子さんの保護者にアンケート配布
3 支援関係者	①調査期間 令和5年11月7日～11月27日 ②実施方法 町内の障がい福祉サービス提供事業所に郵送
4 住民	①調査期間 令和5年11月3日 ②実施方法 生涯学習フェスティバル来場者へ実施

3) 回収結果

	調査票配布数	回収数	回収率
1 町内障がいサービス事業所利用者	45	41	91.1%
2 お子さんの保護者	34	26	76.5%
3 支援関係者	62	51	82.3%
4 住民	100	100	100.0%

(2) 調査の概要

表記について

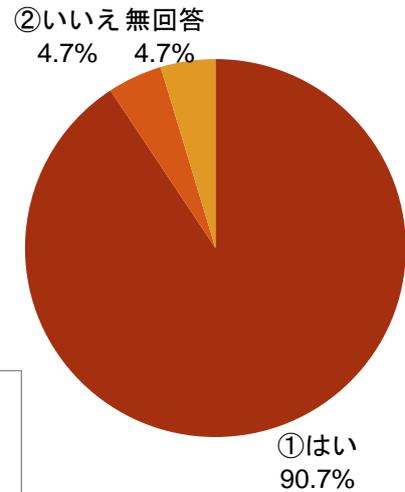
- グラフ中の「N=xxx」は、設問の回答者総数(母数)を表わします。
- 設問は1つのみ答えるもの(シングルアンサー)と複数回答のもの(マルチアンサー)があり、マルチアンサーの設問は、表記の割合の合計が100%を超えることがあります。
- 表記の割合は選択肢ごとに小数点第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないことがあります。

町内障がい福祉サービス提供事業所利用者

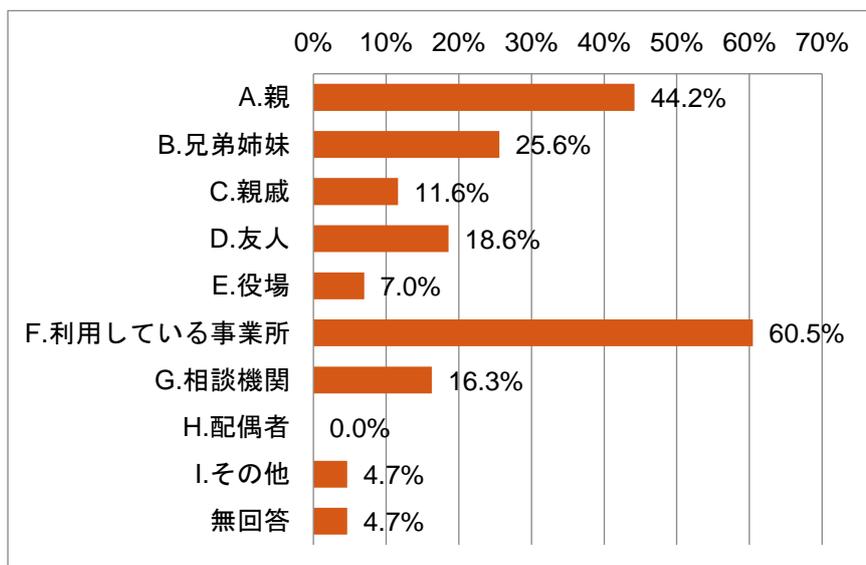
1. あなたが困ったときに相談する人や機関はありますか。

相談先が「ある」と答えた人は90.7%で高い割合となっており、主な相談相手は、「利用している事業所」65.0%、次いで「親」47.5%、「兄弟姉妹」25.6%で身近な人が相談者になっている。

「N=43」



※主な相談相手

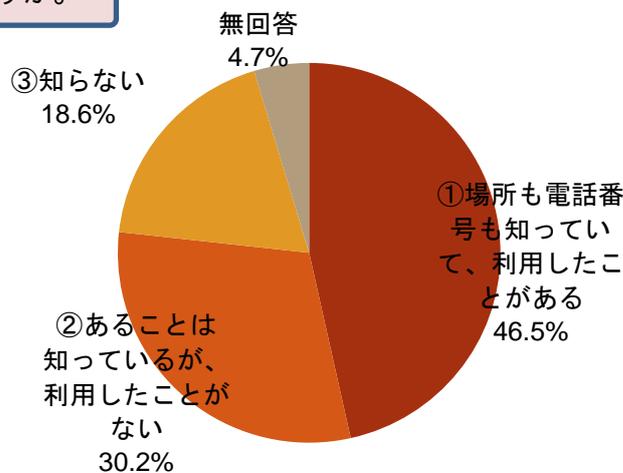


「N=43」
複数回答で割合の総和は100%を超えます

2. 困ったときに相談できる場所や機関を知っていますか。

「場所も電話番号も知っていて、利用したことがある」が46.5%、「あることは知っているが、利用したことがない」が30.2%と、困ったときに相談できる場所や機関を知っている人は76.7%を占めている。「知らない」と答えた人が18.6%いるため、役場や上川中部基幹相談支援センターなどが困ったときに何でも相談できる窓口として機能できるよう啓発活動を進める。

《N=43》

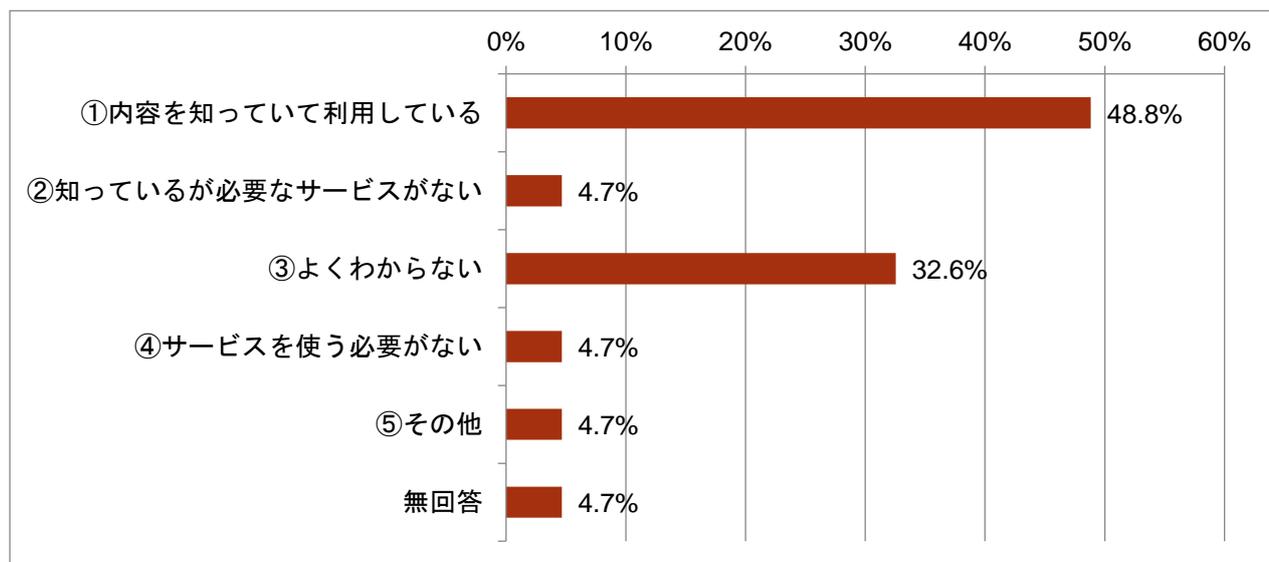


※どんな窓口なら利用しやすいですか

- ・個室の窓口
- ・無料の相談窓口
- ・相談しやすく話しやすいところ
- ・顔見知りの人がいる窓口

3. あなたに必要な福祉サービスの内容や利用方法を知っていますか。

自身に必要な福祉サービスの内容や利用方法は、「内容を知っていて利用している」と答えた人が48.8%と高い割合である。次いで、「よくわからない」と答えた人が32.6%となっている。サービスの内容や利用方法について理解を促すための周知が必要。



《N=43》

※あったら良いと思うサービスはありますか？

- ・送迎サービス

4.あなたが地域で安心して暮らすために、必要だと思うことや困っていることはありますか。

①住むところ

- ・一人暮らしを体験できる施設が欲しい
- ・雪で歩道が歩きにくい
- ・建物が古くなってきている

②ご飯・洗濯・掃除

- ・片付けが苦手できない
- ・ヘルパーが多いとありがたい
- ・グループホームで生活しているのであまり不安はない

③仕事

④遊び

- ・車がないため行動が制限されている
- ・もう少し、外出や外食を増やしていろいろなことをしたい

⑤お金や生活費

- ・支援者に管理してもらっている
- ・物がたくさん買えるお金が欲しい
- ・貯金ができない
- ・今の年金ではゆとりがない
- ・年金生活なので電気代、灯油代、食事代が高くなると足りなくなる

⑥将来の暮らしのこと

- ・結婚したいと思っても家族のことや持ち家のことを考えるとずっと住まないなどいろいろな考えるとストレスになる。
- ・困ったときに相談できる場所を設ける
- ・子どもたちの将来が不安。先が見えない
- ・一人暮らしがしたい
- ・親が死んだら困る
- ・健康で毎日が楽しいと感じるような生活を送りたい

⑦その他

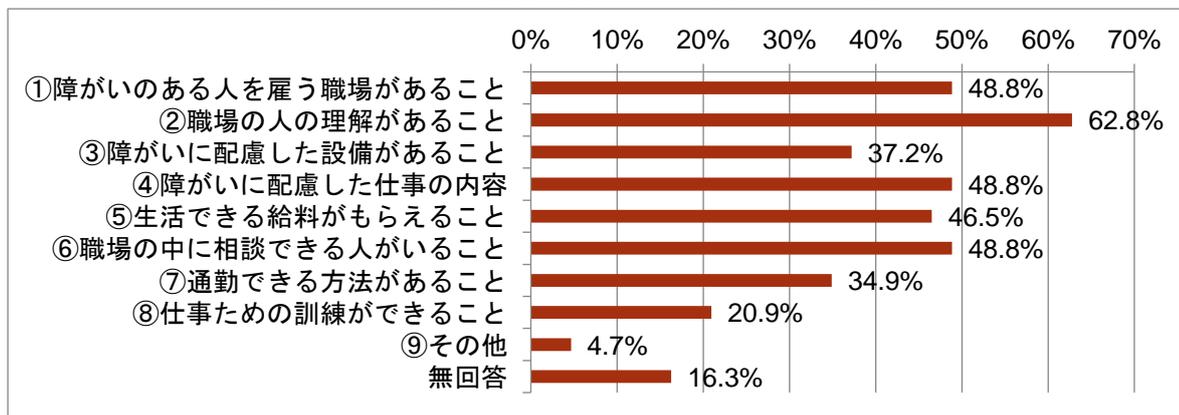
- ・かたるべに興味をもってもらいたい

※暮らしの中で困ること、不便なことはありますか？

- ・車がないので不便
- ・弱視なので雪道が大変
- ・バスが少ない
- ・初めて会う人がどんな人かわからないのが不安
- ・自分の気持ちを相手に伝えることが難しいので気持ちが相手に受け止められないときはイライラし、辛くなる
- ・今後は全部困るかもしれない

5. 障がいのある人が安心して仕事をするために、必要だと思うことは何ですか。(複数回答)

障がいのある人が安心して仕事をするために必要だと思うことについては、「職場の人の理解があること」が62.8%、次いで「障がいのある人を雇う職場があること」、「障がい配慮した仕事の内容」、「職場の中に相談できる人がいること」が48.8%と高い割合を占めており、障がい配慮した職場が求められている。



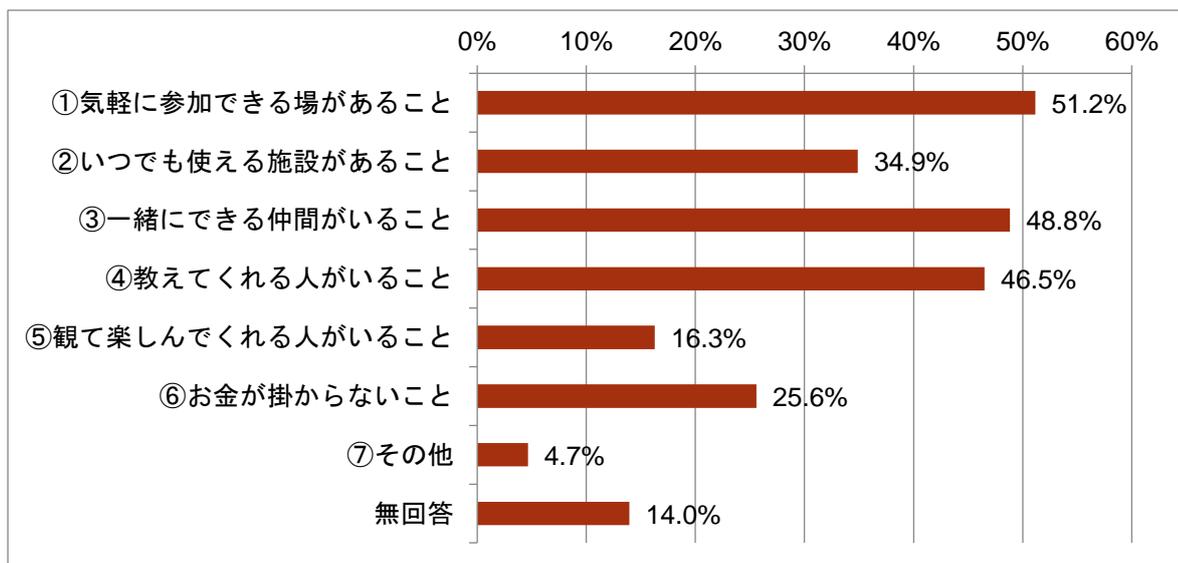
⑨その他

・親同士でも相談できる場をお願いしたい

《N=43》複数回答で割合の総和は100%を超えます

6. 障がいのある人のスポーツや芸術、趣味の活動を充実させるために必要だと思うことは何ですか。(複数回答)

障がいのある人のスポーツや芸術、趣味の活動を充実させるために必要なことについては、「気軽に参加できる場があること」が51.2%、「一緒にできる仲間がいること」が48.8%となっており、障がいのある人が交流できる場が必要であることがわかる



《N=43》複数回答で割合の総和は100%を超えます

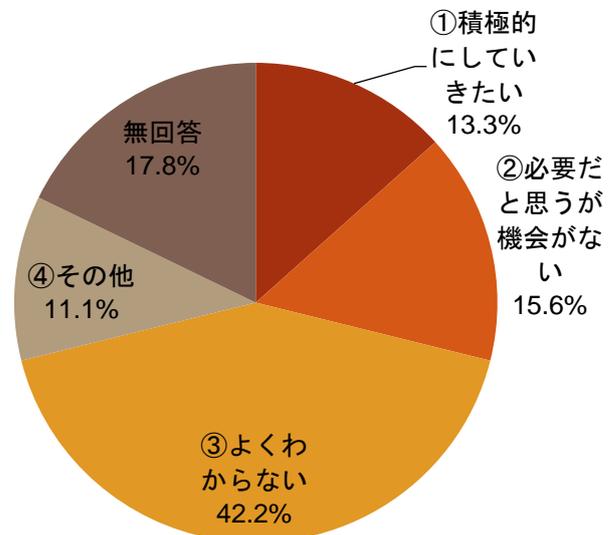
7.自分の権利を主張すること、地域の活動やイベントなどへ参加すること、平等な社会をつくることについて、感じていることを教えてください。

自分の権利を主張すること、地域の活動やイベントなどへ参加すること、平等な社会をつくることについては「よくわからない」が42.2%で一番多く、「必要だと思うが機会がない」は15.6%、「積極的にしていきたい」と答えた人は13.3%となっており、権利擁護について周知が必要。

《N=43》

④その他

- ・地域の活動やイベントにあまり参加したいと思わない
- ・多動なので長く参加できない
- ・一人行動ができない



※感じていることがありますか？

- ・最近の公共施設の設備を見るとかなり考慮されていると思う
- ・無理するとストレスがたまる

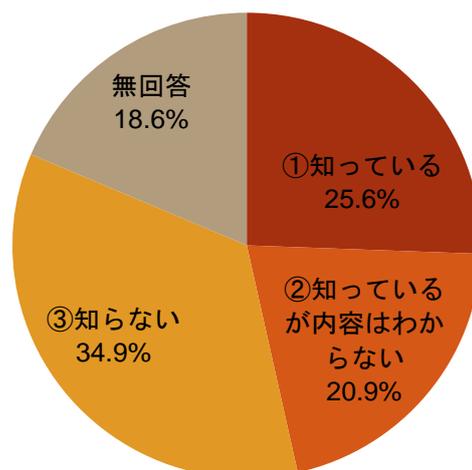
8.あなたは障がい者の虐待防止法や差別解消法があることを知っていますか。

障がい者の虐待防止法や差別解消法については、「知っているが内容はわからない」が20.9%、「知っている」が25.6%である。「知らない」と答えた人は34.9%もいるため、周知が必要である。

《N=43》

※障がい者への差別をなくすために必要と思うことは何ですか？

- ・障がい者への理解があること
- ・精神病などの病気や障がいに対する理解、障がい者が精神病や障がいに苦しんでいることに対する理解が必要
- ・個性を受け止め、急がずありのままを受け止める・思いやりの気持ち
- ・職員の資質の向上、知識、理解



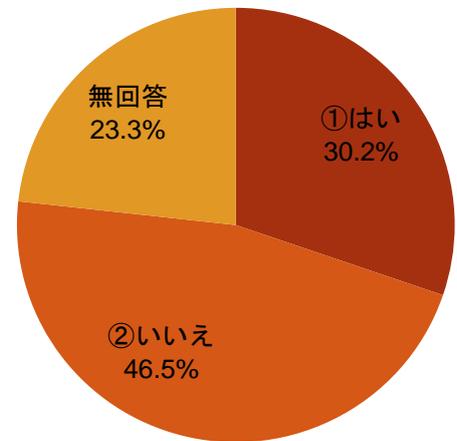
9. 地域住民や家族、支援者の関わりで、傷ついたり不快だった経験はありますか。

地域住民や家族、支援者の関わりで、傷ついたり不快だった経験は「いいえ」が46.5%、「はい」と答えた人は30.2%いる。生活していく上での周囲の理解が不足していることがわかる。継続した理解啓発が必要。

《N=43》

※「はい」の方は、どんな内容でしたか？

- ・以前の作業所で利用者や支援員から心ない言葉を言われた
- ・精神状態や薬の副作用に対する理解のなさから起こる叱責や見下した態度など
- ・障がいの部位を人前でいろいろと言われたこと
- ・けがさせたこと、約束破ること
- ・親戚の相談に参加できなかったこと
- ・薬を飲まないほうがいいんじゃないかと言われたり、こうしたらいいと親から勝手に言われる。理解がない
- ・見ただけの決めつけ、できないと思って話を聞いてくれない
- ・自分の気持ちを抑えることができず暴力を振るう人がいた
- ・職員の知識、理解不足でけがや辛い思いをしたことがある
- ・事務所の中から出てきて珍しいものでも見ているような感じがした。また、病院へ行ったとき見たことない人を見るようなことがありとても気分が悪かった



10. 災害など、緊急時にどのように行動するか知っていますか。

災害時・緊急時の行動については、「知っていて避難先も決めている」が27.9%で、「知っているが不安がある」が27.9%、「どうしてよいかわからない」が25.6%となっている。緊急時の行動についての周知が必要。

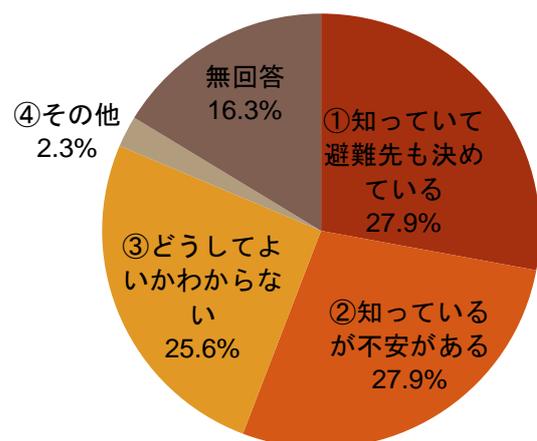
《N=43》

④その他

- ・施設職員が対応している

※不安なことや希望することは何ですか？

- ・災害があったときにテレビなどが見れなくなることが危ない
- ・足がない
- ・行動できるか心配



11. 暮らしの中で、楽しいと思うのはどんなときですか。どんな暮らしなら楽しいと思いますか。

- ・一人で自由にできるとき
- ・おいしいものを食べているときや音楽を聴いているとき
- ・ゲームしているとき、テレビやYouTube を見ているとき、猫と遊んでいるとき
- ・暮らしに困らない程度の給料があれば
- ・遊んでいるとき、友達と話しているとき、作ったものがイベントで売れたとき
- ・アマゾンを見ること
- ・好きなテレビを見たり好きな本を読んでいるとき
- ・移動支援で外出し買い物
- ・温泉、風呂に入っているとき、スポーツしているとき
- ・障がいのある人たちへの障がいの特性、また、本人の特性などを理解して利用者の気持ちに寄り添った支援をしてくれる時が嬉しい、楽しいと思い満足した気持ちになる

12. 楽しい暮らしを実現するために、必要な支援はどんなことですか。

- ・生活費の支援
- ・自由に使えるお金を稼ぐ
- ・生活保護の支給額を上げる
- ・見守り
- ・温かく見守ってほしい
- ・一緒に楽しんでもらうこと
- ・障がいがあるほど、サービスの利用が限られたり他の事業所でもなかなか受け入れてくれなかったり、サービス(支援者の対応のまずさ)が事業所によって良い悪いが表面化している現状もある

13. 当麻の人たちや役場に望むことはありますか。

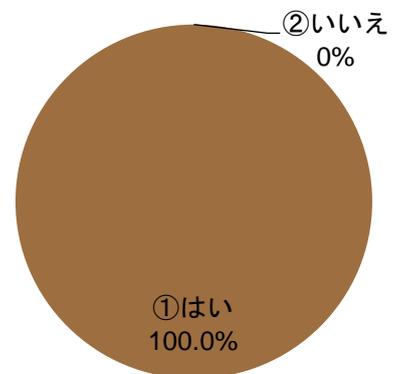
- ・除雪をちゃんとしてほしい
- ・できればありのままを受け止めてほしい
- ・障がい者なので公営住宅に入れてほしい
- ・時給を上げてほしい
- ・障がいのある人たちの理解不足からお店などで障がいのある人たちが買い物しているときにときどき住民の方から冷たい視線を感じる場面がたまに見受けられる
- ・いつかはみんな障がいをもった方になるんだよということを心にしっかりもって生活してほしい
- ・サービスの内容がよくわからないときがある

保護者アンケート集計結果

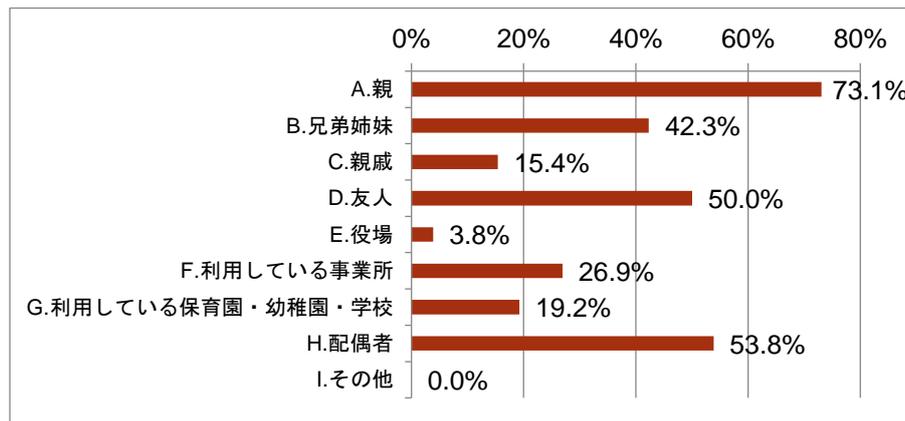
1. 子育てについて悩みや困ったときに相談できる人はいますか。

アンケート回答では相談先が「ある」が100%で、困ったときの相談先は「親」が73.1%と高く、次いで「配偶者」が53.8%、「友人」が50.0%の順で身近な人が相談者となっている。

《N=26》



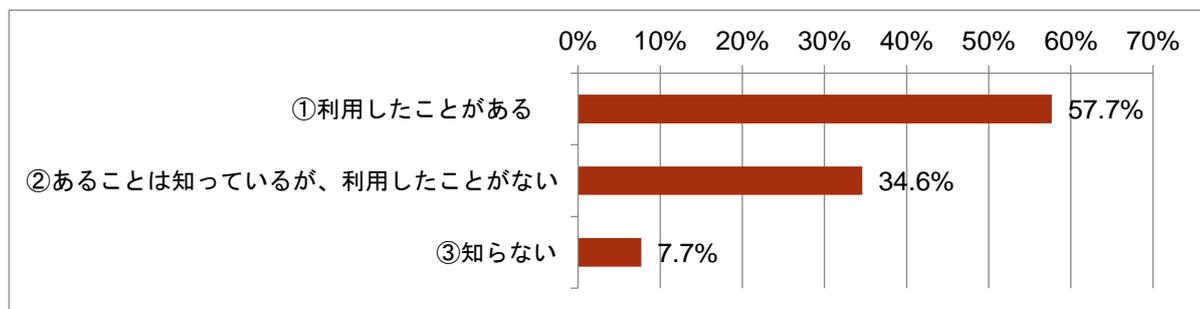
※主な相談相手



《N=26》複数回答で割合の総和は100%を超えます

2. 相談ができる場所や機関を知っていますか。

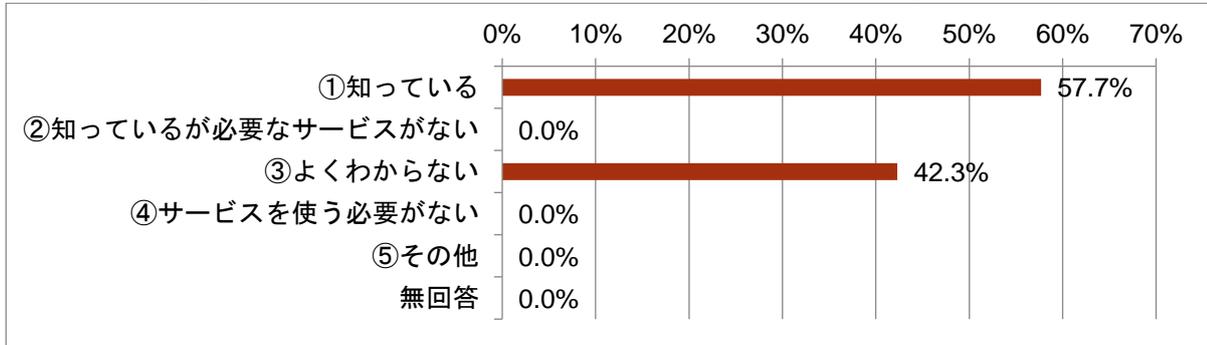
相談ができる場所や機関を知っているかについては「利用したことがある」が57.7%、「あることは知っているが、利用したことはない」が34.6%で「知らない」が7.7%と、サービスを知っている人は多いようだ。



《N=26》

3.必要な福祉サービスの内容や利用方法について知っていますか。

必要な福祉サービスの内容や利用方法について知っているかでは、57.7%の人が「知っている」と回答したが、「よくわからない」と回答した人が42.3%だった。内容などについて啓発が必要である。



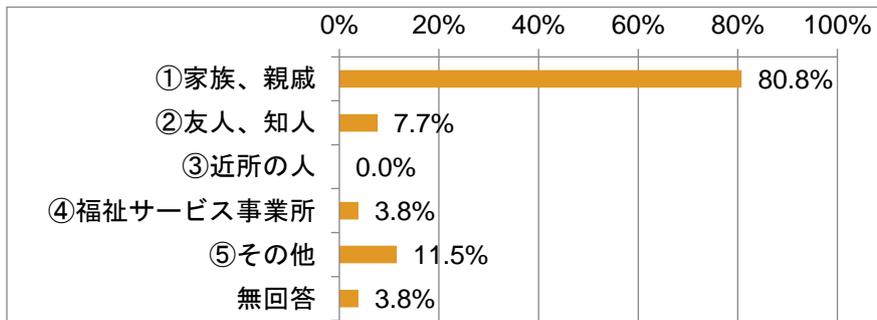
※あったら良いと思うサービスはありますか

- ・小学校、幼児共に単発で預けられる場所があると良い。「30分〇円」で時間計算で土日も可だと助かる。旭川のサポートセンターだと自宅に来てもらわないが、知らない人を自宅に子どもと残して行くには抵抗があり町内で一時的に見てくれる所があれば・・・園児は預かり保育を使えるようになりとても助かる。小学生(低学年)で一時的に見てもらえる所があれば
- ・子どもとのより良い接し方をじっくり学べる場所

《N=26》

4.緊急時、お子さんを預ける場所はありますか。

緊急時のお子さんの預け先は「家族・親戚」が80.8%ともっとも高く、次いで「その他」が11.5%となっている。



⑤その他

- ・なし、職場の人
- ・園児は預かり保育を使えるが日曜などはなし、小学生はなし

《N=23》複数回答で割合の総和は100%を超えます

5.就学前のお子さんがある方へお聞きします。

①お子さんが遊べる場所

- ・子育て支援センター、自宅
- ・くろみなの木遊館
- ・もりもりパーク(旭川市の子ども向け屋内遊技場)
- ・旭川西イオン

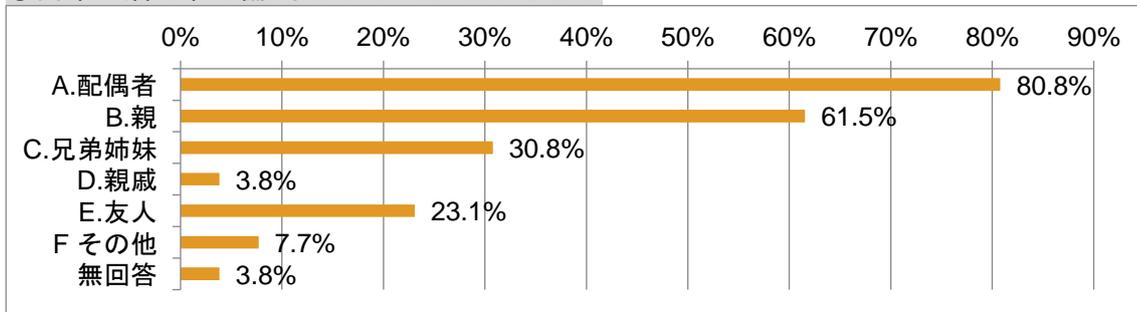
③お子さんを預けたり、利用している施設など

- ・実家、子育て支援センター、保育園、当麻幼稚園
- ・トーマスチャイルドハウス緑郷
- ・よちよち教室、ぽかぽか教室

④入園後、入学後に不安なことはありますか。

- ・どんな扱いをされているか
- ・ご飯を食べてくれないので給食など食べてくれるか心配
- ・通学、友人関係
- ・11カ月で4月に入園すると0歳クラスになる。延長保育があるところに入れるか
- ・授業を理解できるか。場の環境になじめるか。わからないことを先生に伝えられるか
- ・自分で身の回りのことができるか
- ・授業を受け時間まで集中して座っていられるか

⑤日常生活の中で協力してくれる人はいますか

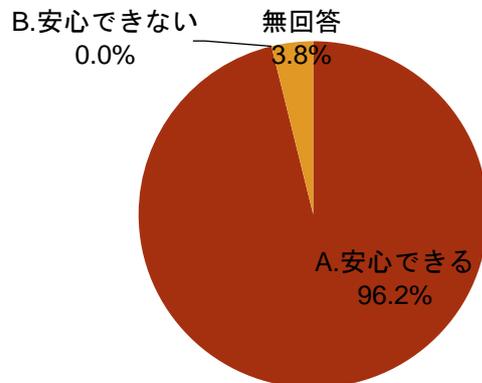


《N=26》複数回答で割合の総和は100%を超えます

F その他

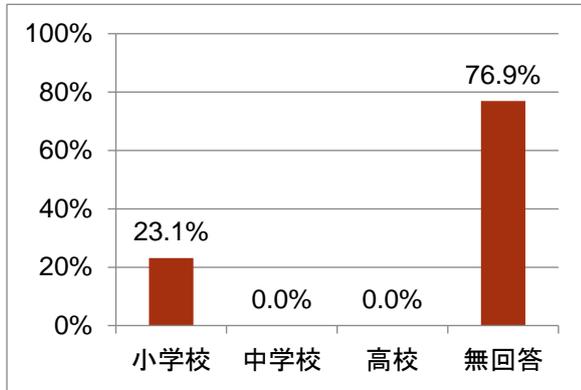
- ・なし、子育て支援センター

②そこは安心できますか？



6. 在学中のお子さんがいる方へお聞きします。

「小学校」が 23.1%、「無回答」が 76.9%となった。



《N=6》

① 学校生活で良いと思っていることや困っていることをご記入ください

● 困っていること

- ・読解力があまりない
- ・クラスメイトの暴言で傷ついたり、悩んでいることが多い
- ・ときどき先生にいじめられる。

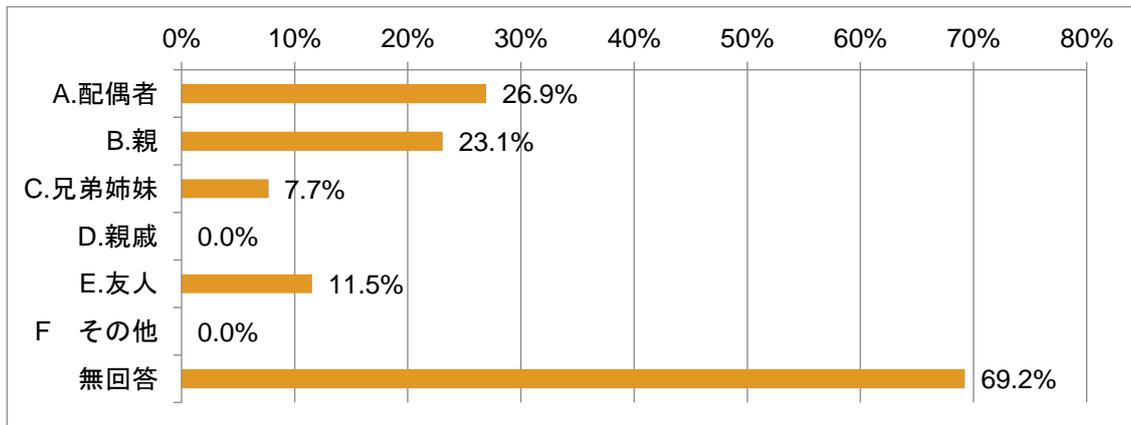
② 放課後や休日は、どこで過ごしていますか。

- ・自宅、実家、祖父母宅
- ・友達と公園
- ・野球少年団

③ 通学に対する心配はありますか。

- ・支援に入っているので心配はしていない

④ 日常生活の中で協力してくれる人はいますか。



《N=6》複数回答で割合の総和は 100% を超えます

7. 地域や家族などの関わりで、傷ついたり不快だったことはありますか。

8. 子育てをされていて良かったと思っていることをご記入ください。

- ・大変なこともあるけれど、成長した姿を見て嬉しかったり笑った顔を見て幸せだなと感じる
- ・大変なことも多いけど、楽しみや感動も多い。人に優しくできる姿を見ると子育ての励みになる
- ・子どもの成長が見られるとき
- ・毎日忙しく、変なことを考えなくて済む
- ・子どもに出会えていなければ経験できなかったことや喜びに触れたとき
- ・子育てを通じて自分の視野が広がって自分の成長に繋がっている

- ・子どもがいなかったら経験できないことが経験できる一つ一つの成長の喜び
- ・友達が広がった
- ・楽しいことを共に共有できること
- ・成長させてもらえる

9. 子育てをしていて不安に思っていることをご記入ください。

- ・お金、仕事の問題、犯罪とか犯さず、まっすぐ成長してくれるか
- ・食事・トイレ
- ・二人とも情緒が不安定なのは母親の言動やしつけ方の問題なのではと思う。二人に申し訳なく思う
- ・夜の時間帯で(配偶者、不在時など)気軽に相談できる所がないこと
- ・自分の子育てが間違っていないか
- ・子どものためと思って怒っているが大きくなり反抗期になったりしないか(人に手を出してしまうとか汚ない言葉を使うとか)
- ・仕事で家を留守にする際に、子どもが一人で帰宅していること。何かあったときにすぐ対応できない距離で働いていること
- ・子どもの将来
- ・何が正解なのかわからない

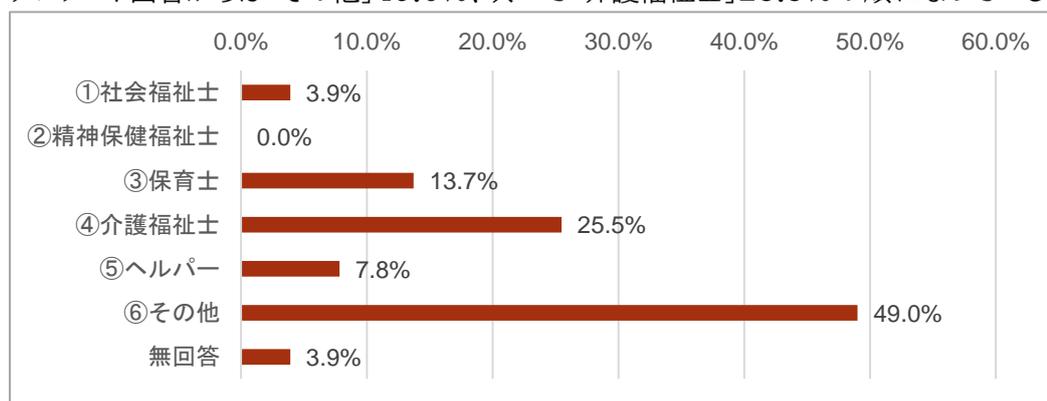
10. 安心して子育てをするために、必要だと思うものがありますか。ご自由にご記入ください。

- ・フォーマル、インフォーマル(家族など以外)で安心して預けられる場所が必要だと思います。実家に預ける前提が多いので近くにいない場合難しい
- ・同じ母親同士が交流できる機会が増えたらいい。働いている人も土日ならもっと同年代の子と遊べる機会があるのと思う。
- ・協力してくれる人がいる
- ・誰かに話せる状況
- ・学童保育園の充実(夏休み、冬休みに困ることがある)
- ・日常でちょっと預けられる場所、話せる人が欲しい
- ・困ったときに無条件で預けられる所があればありがたいです

支援者アンケート集計結果

あなたの職種

アンケート回答からは「その他」49.0%、次いで「介護福祉士」25.5%の順になっている。



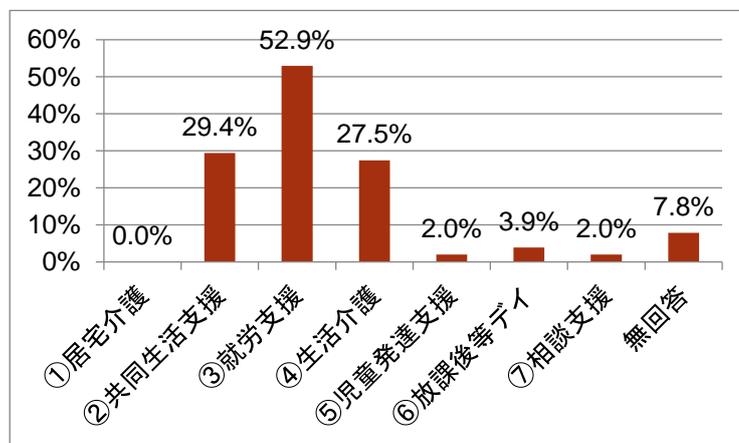
《N=49》複数回答で割合の総和は100%を超えます

⑥その他の職種は
生活支援員、パート、指導員など

職務の内容

職務の内容は「就労支援」が52.9%、「共同生活援助」が29.4%、「生活介護」が27.5%の順になっている。

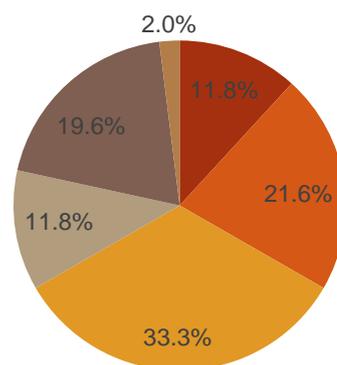
《N=47》複数回答で割合の総和は100%を超えます



あなたの年齢

全体	① ～ 20代	② 30代	③ 40代	④ 50代	⑤ 60代	無回答
51人	6人	11人	17人	6人	10人	1人
100.0%	11.8%	21.6%	33.3%	11.8%	19.6%	2.0%

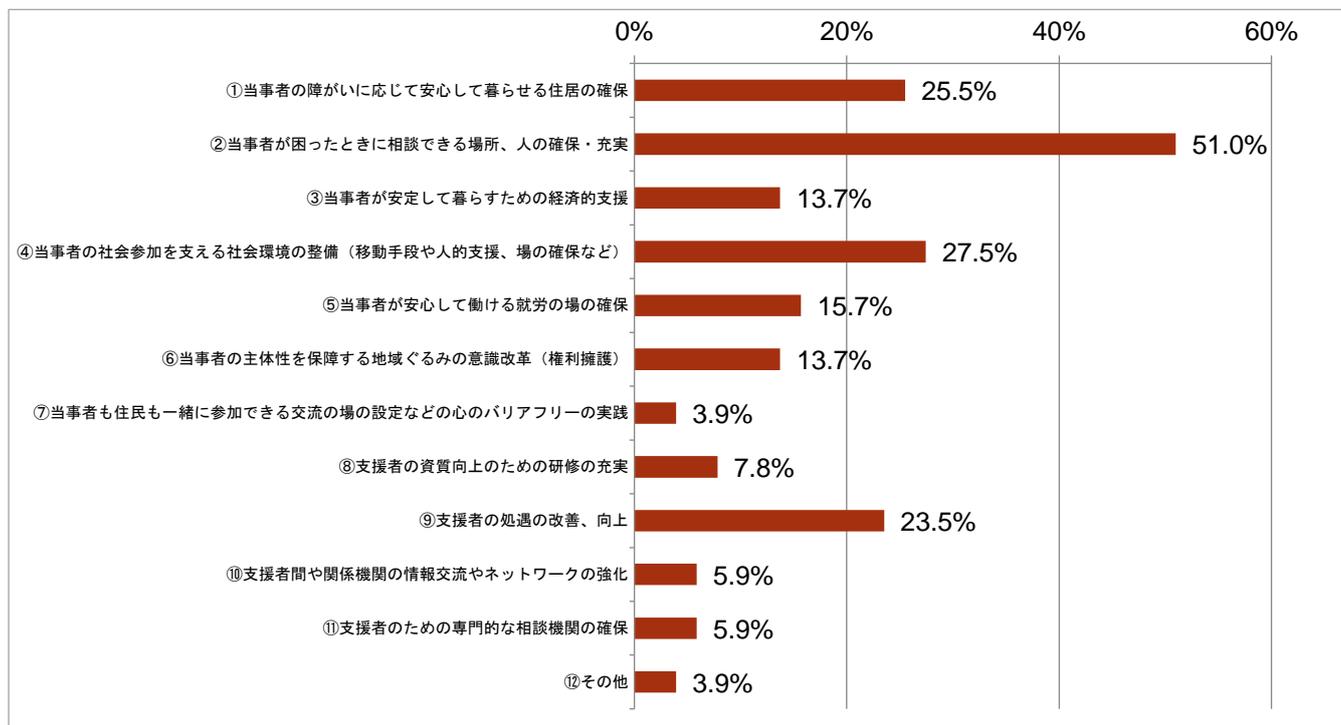
《N=51》



■①～20代 ■②30代 ■③40代
■④50代 ■⑤60代～ ■無回答

1.あなたが障がいのある人の支援に当たって、優先すると思う課題は何ですか。(2つ)

障がいのある人の支援に当たって、優先すると思う課題では「当事者が困ったときに相談できる場所、人の確保・充実」51.0%、「当事者の社会参加を支える社会環境の整備」27.7%、「当事者の障がいに応じて安心して暮らせる住居の確保」25.5%の順。

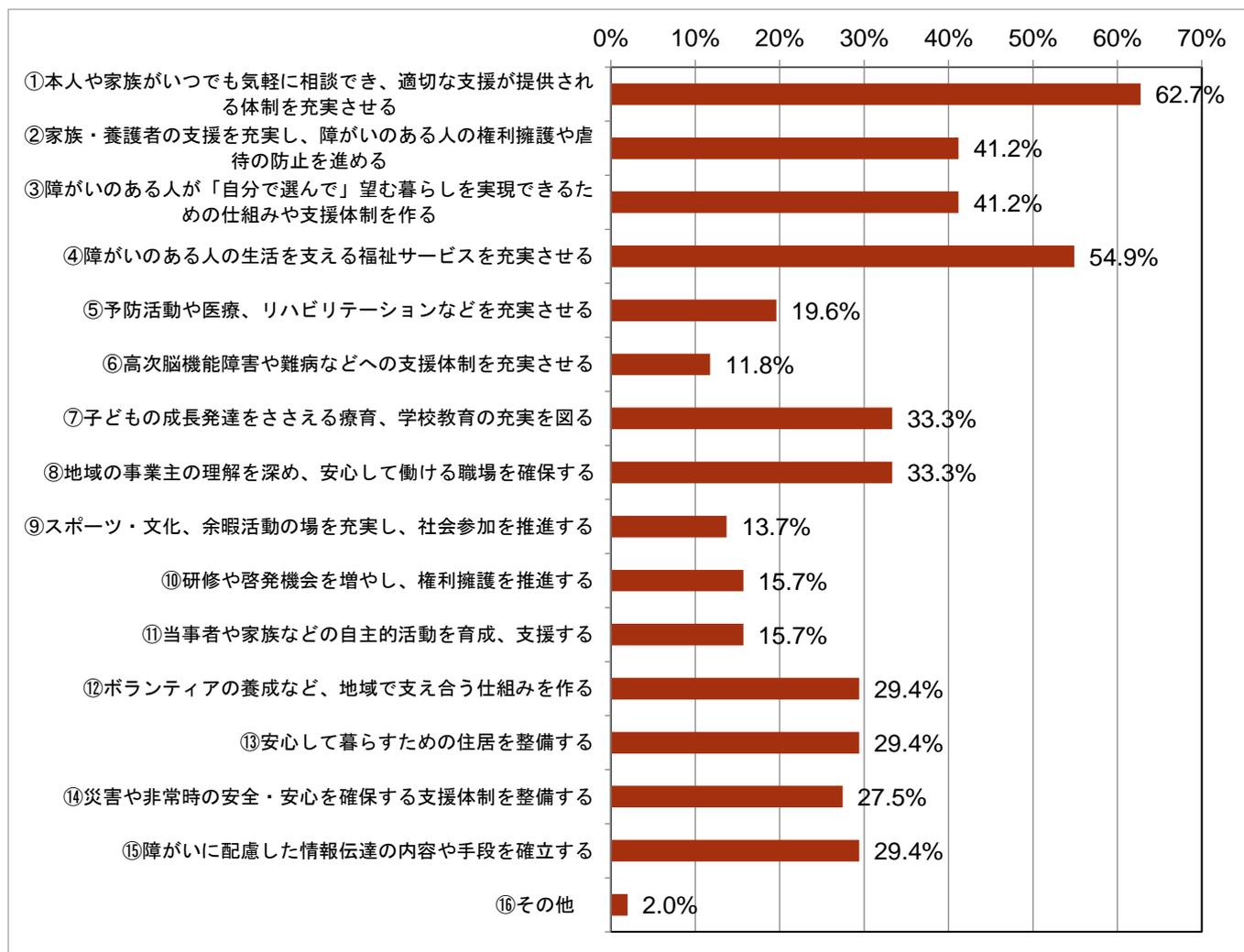


《N=51》複数回答で割合の総和は100%を超えます

⑫その他
・人員確保

2. 障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作るために、必要だと思う取組は何ですか。(複数回答)

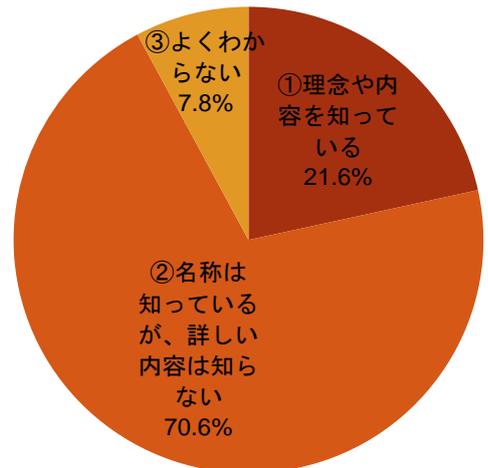
障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作るために、必要だと思う取組で62.7%が「本人や家族がいつでも気軽に相談でき、適切な支援が提供される体制を充実させる」と回答。



《N=51》複数回答で割合の総和は100%を超えます

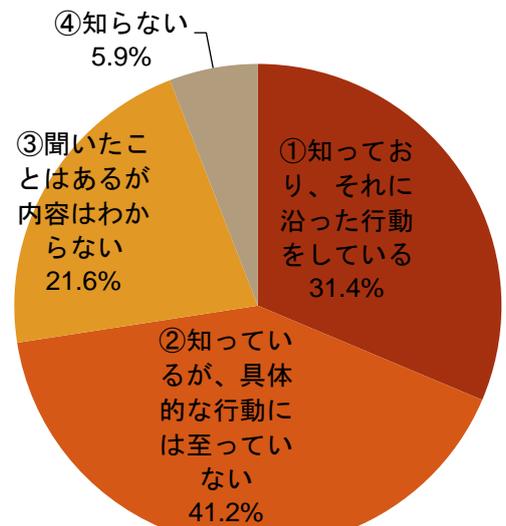
3. 障害者基本法や国連の障害者権利条約について知っていますか。

障害者基本法や国連の障害者権利条約の認知は「名称は知っているが、詳しい内容は知らない」が70.6%と「理念や内容を知っている」の21.6%を上回る回答である。
 ≪N=51≫



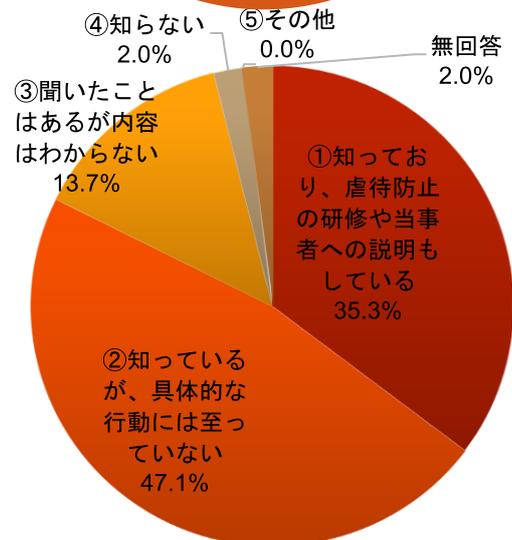
4. 障がいのある人の権利を守り、地域で安心して暮らすために差別を解消する法律(障害者差別解消法)があることを知っていますか。

障害者差別解消法の認知について、一番高い割合は「知っているが、具体的な行動には至っていない」が41.2%である。
 ≪N=51≫



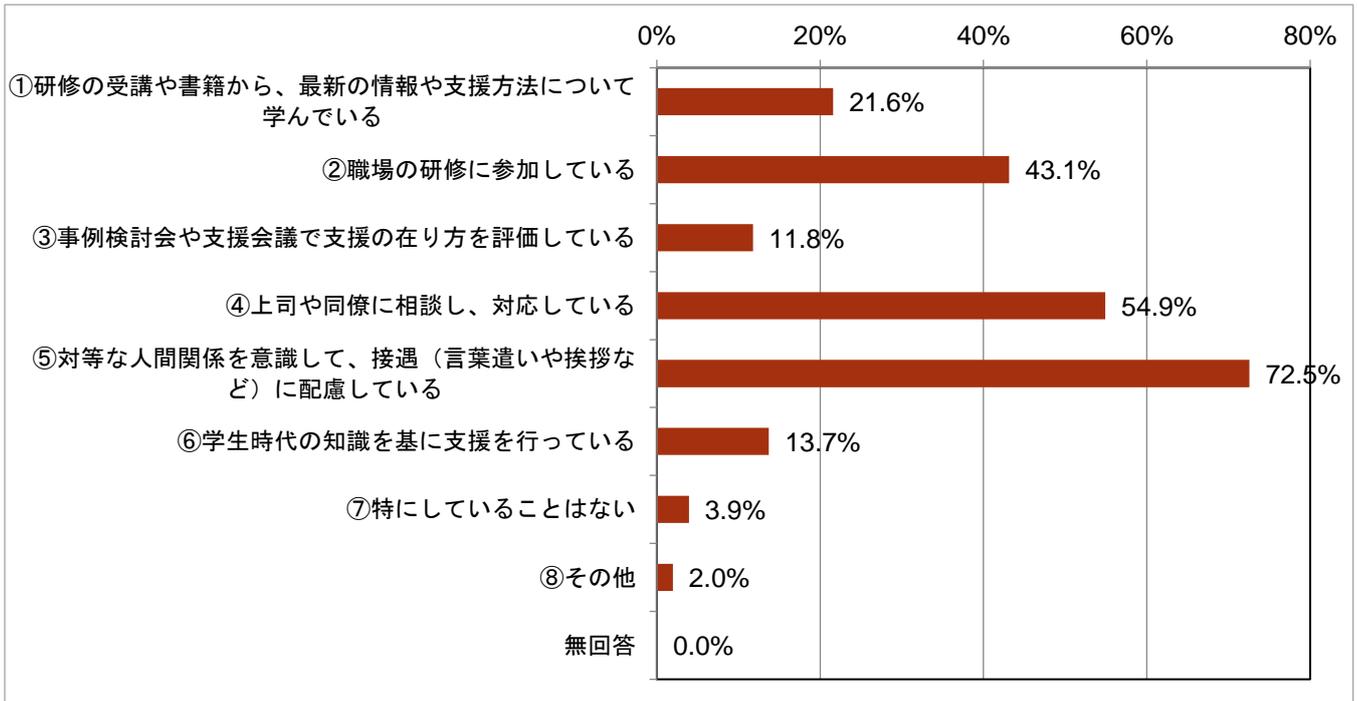
5. 障がいのある人への虐待防止や養護者を支援するための法律(障害者虐待防止法)があることを知っていますか。

障害者虐待防止法についての認知では、一番高い割合は「知っているが、具体的な行動には至っていない」が47.1%である。
 ≪N=51≫



6.あなたが、障がいのある人に適切な支援を行うために、心掛けていることは何ですか。
(複数選択可)

障がいのある人に適切な支援を行うために、心掛けていることについては、「対等な人間関係を意識して、接遇(言葉遣いや挨拶など)に配慮している」が72.5%、次いで「上司や同僚に相談し対応している」が54.9%と高い割合である。



⑧その他

- ・障がいの人に寄り添った支援

《N=51》複数回答で割合の総和は100%を超えます

7.あなたが、障がいに関わる支援者の資質として一番大事だと思うことは何ですか。(自由記載)

- ・相手を受け入れる心の余裕や度量の大きさ
- ・人と人の関わりであるという意識
- ・障がいの人が安心できるような支援
- ・相手の話を傾聴すること
- ・売り言葉に買い言葉で怒らず、相手のことを考えて発言、行動すること
- ・安心感
- ・傾聴
- ・人とのかかわりを大事にもらい、少しでも自分でできることを増やしていくこと。また、家や施設だけで過ごすだけではなく自分でやりたいと思ってもらい自信をつけてもらうことが大事
- ・支援者の経験値(様々な体験をしていなければ利用者さんの立場になって考えることができない)

- ・広い視野で物事を捉えること
- ・その方の立場になって考えること
- ・当事者にとっても支援者にとってもいつでも相談しやすい雰囲気を作ること、悩みに気づくこと
- ・言葉遣いだけでなく体の力を抜いて相手の求めることを聞くようにしている
- ・寛容であること
- ・特性に沿った寄り添いや自立の支援
- ・当事者と一緒に楽しむ姿勢
- ・一人ひとりの特性を理解すること
- ・心のバリアフリー
- ・支援者、障がい者が互いに学ぶべきことがあるということ
- ・意識向上、支援者の増員
- ・本人の人生に携わっていると思うこと
- ・利用者目線で支援
- ・障がいの有無があっても分け隔てなく関わること

8. 当麻町を「誰もが暮らしやすい地域」にするためのご意見をお聞かせください。

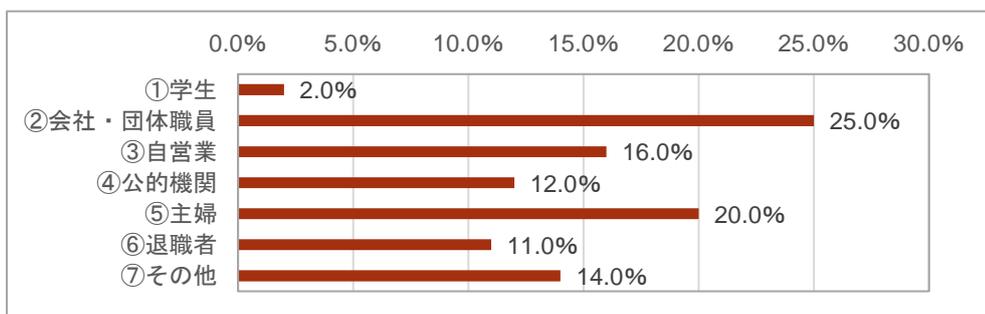
(自由記載)

- ・最低限必要な社会資源の確保
- ・住民の方への理解の促進(障がいや病気に関すること)
- ・困りごとや生活で大変なことを気軽に話せる町になることが大事。町で参加できる催し物などがあると参加する機会が増えると思う
- ・町内の施設はバリアフリーになっている箇所はまだ少ないので、整備し気軽に利用できるようになればいいと思う
- ・子どもに対する虐待も一定数あると聞いたので、関係機関がもっと介入してもいいと思う
- ・地元⇄他を問わず自由にコミュニケーションが取れる場の確立
- ・当麻山のように町内の自然と関われる場を増やしていく
- ・人と人の思いやり
- ・障がいがあるとかないとかどこに住んでいるとかどんな仕事をしているとか一切関係なくその人と向き合い、受け入れ、寛容であり続けられること
- ・町内に気軽に集える空間や催しの実施
- ・住民、地域の障がいへの理解・包容力
- ・福祉事業所だけに頼らないまちづくり
- ・ハンディキャップがある方を”かわいそう”という目線で見るのではなく互いに対等な人と人との関わりが大切。支援者も心にゆとりがもてない時もあると思うので相手の立場に立った仲間を思いやる気持ち、ゆとりをもった人と人とのふれあいを大切にしていく
- ・一人ひとり町民を大事にすること
- ・支援者の質、人員の確保

- ・一施設だけで考えるのではなく全ての障がいをもっている人が、自分で選択できる住居の確保を一緒に考えてほしい
- ・世代にあった研修、誰でも参加できる内容を検討してほしい
- ・障がいをもった方々とのコミュニケーションの場をもっと設けてほしい
- ・「町全体で福祉を支える」のようなキャッチフレーズで対応できるようになってほしい
- ・町は高齢の方々が多いため高齢の方々に対しての支援はもちろんであるが障がいのある方々にも目を向けてほしい
- ・一部、障がいに対して理解のあるお店があることは非常に嬉しくサービスの提供に対しても幅が広がる

住民アンケート集計結果

あなたのご職業は何ですか。



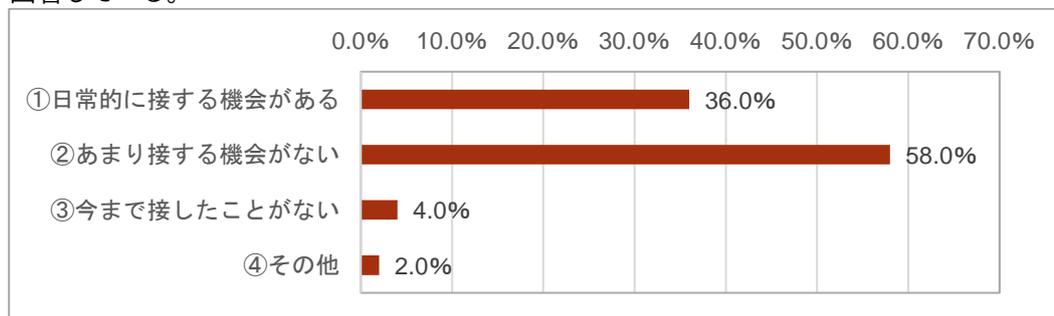
⑦その他職業

- ・パート
- ・医療関係

《N=100》

1.障がいのある人と接したり、話したりする機会がありますか。

障がいのある人と接したり、話したりする機会はあるかについては、半数以上が「あまり接する機会がない」と回答している。



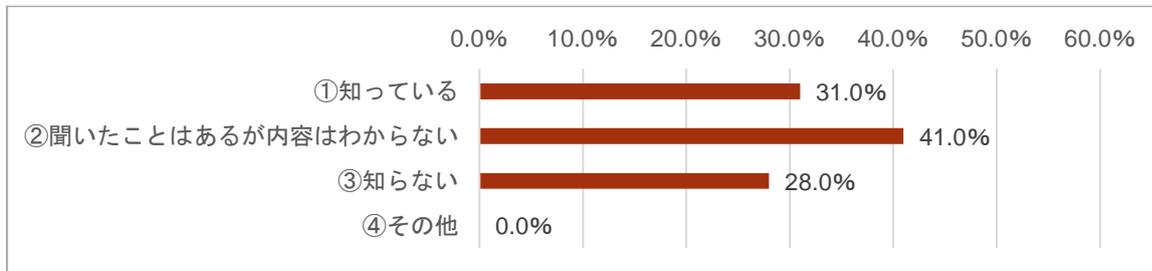
④その他

- ・障がい名は付いていませんが、息子の成長に遅れや未熟さがあります

《N=100》

2. 障がいのある人の権利を守り、地域で安心して暮らすために差別を解消する法律(障害者差別解消法)があることを知っていますか。

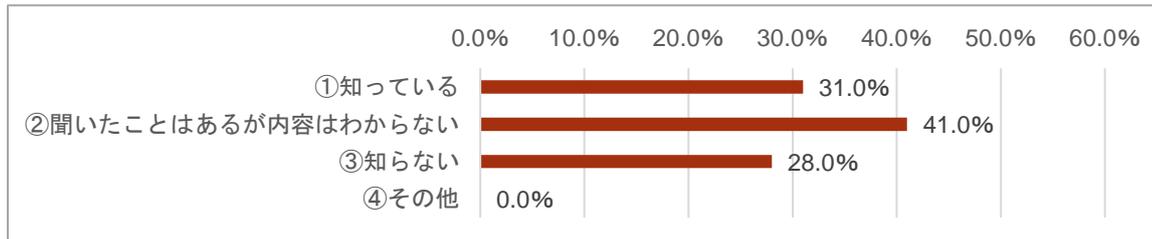
障害者差別解消法を知っているかについては、「聞いたことはあるが内容はわからない」が41.0%、「知らない」が31.0%と、内容をよく知らない人が約7割を占めている。



《N=100》

3. 障がいのある人への虐待防止や養護者を支援するための法律(障害者虐待防止法)があることを知っていますか。

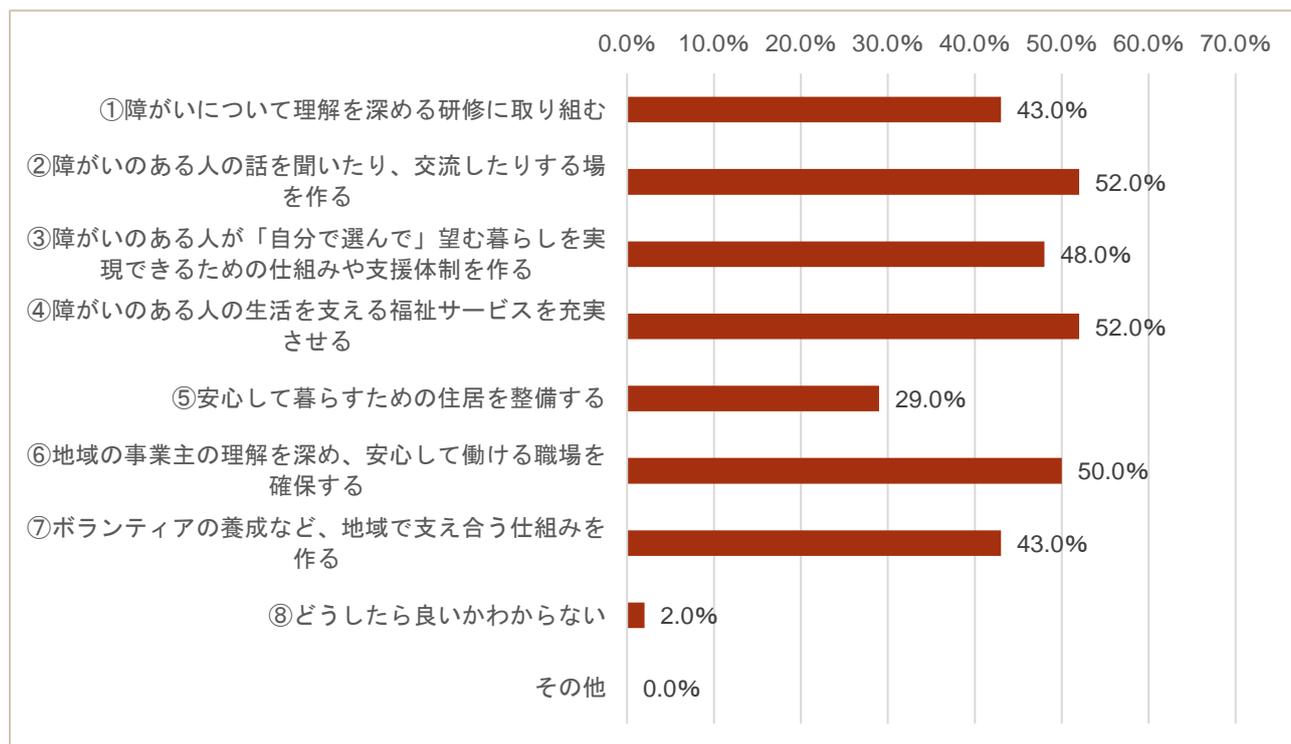
障害者虐待防止法を知っているかについては、「聞いたことはあるが内容はわからない」が41.0%、「知らない」が28.0%と、内容をよく知らない人が6割以上を占めている。



《N=100》

4.「障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作る(共生社会の実現)」のために必要だと思う取組は何ですか。(複数回答)

「障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作る」ために必要だと思う取組については「障がいのある人の生活を支える福祉サービスを充実させる」、「障がいのある人の話を聞いたり、交流したりする場を作る」が52.0%である。



《N=100》複数回答で割合の総和は100%を超えます

5.当麻町を「誰もが暮らしやすい地域」にするためのご意見をお聞かせください。(自由記載)

～20代

- ・障がい者の雇用充実・事業主の理解
- ・障がいのある人を理解するための場を作ることが大切

30代

- ・障がいや福祉が少し広まりつつも(自分も含め)あまり障がいの内容などが知られていないのでみんなに知ってもらえる機会があると良いと思う
- ・話を聞いたり話したりする場を設ける
- ・PR活動

40代

- ・イベントなど、誰でも参加できるものがあり良いと思います

- ・スポーツセンターの階段が滑りやすく片麻痺の方がセンターへ行けません。手すり、ゴムマットなど片麻痺の方でも階段を登れるようにしてほしいです
- ・様々な立場、状況の人々が自分の意見をもち、それを交わし合える場が行政のリーダーシップの下にあると良いと思います

60代

- ・どんな場面でも差別をなくすこと(意識改革)
- ・障がい者との交流
- ・差別する人が多少います。自分自身が交通事故などに遭い、障がい者になることも多分あると思うので、少しそのことを考えてください

70代～

- ・大切なことです。頑張ってください
- ・みんなが交流できる地域になってほしい
- ・障がい者と一緒に暮らせるまちづくりをできたらと思う

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人も共に地域で生活する仲間としてお互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重し、自己決定と自己選択を行うことのできるよう、対等な関係の下で協働によるまちづくりを進めていく、という考え方に繋がっています。

本町の最上位計画である「第6次当麻町総合計画」では、「人・夢・心がつながるまち とうま」をまちづくりのテーマとし、計画の体系の一つに「だれもが健康で自分らしく暮らせるまちづくり」としており、ノーマライゼーション※の理念と一致していることから、前期計画の「障がい者基本計画」の基本理念を継承し、次のとおり定めます。

【基本理念】

一人ひとりが生きがいや役割をもち、支え合いながら暮らしていくことができる町

障がいのある人が、一人の人間として尊厳と人権を尊重され、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていけるような共生社会を実現していきます。

そのためには、行政だけでなく住民と一丸となり、障がいのある人もない人も共に支え合うことができる町を目指して、ノーマライゼーションの理念の下、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

障がいのある人が多様な福祉サービスやインフォーマル※な支援を活用しながら、主体性をもって「望む暮らし」が営めるように、ハード（道路や住居などの生活環境）とソフト（人の意識や関わり方など）の両面からバリアフリーを実現して、障がいのある人が社会参加できる体制を整備します。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ当たり前（ノーマル）な社会であるとの考え方

※インフォーマル: 公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援
のことで。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体(NPO)
などの制度に基づかない援助などが挙げられます

※バリアフリー: 障壁がないこと。段差などハード面(物理的な物)のほか、偏見などソフト面(心理的なもの)
があります

2. 施策の基本目標

基本目標1 安心して暮らすために

障がいのある人が安心して暮らすためには、障がい福祉サービスをはじめ、障がいの原因となる疾病の予防やリハビリテーション、発達の遅れや障がいのある子どもの早期療育、特別支援教育の充実や相談体制の充実など、地域生活の基盤を作り充実させていくことが必要です。

- ① いつ障がいがある状況になっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な相談支援や情報提供などが受けられる体制を作ります。
- ② 障がいの種類や程度に関わらず必要な支援が提供できるよう、障がい福祉サービスや医療の利便性を高めるとともに、家族など養護者への支援や経済的自立を支える体制など、地域基盤の充実を進めます。
- ③ 予防活動や早期発見に努め、療育やリハビリテーション体制の充実を図ります。
- ④ 難病や高次脳機能障がい※など、社会に理解が浸透していない障がいへの啓発に努めます。

※高次脳機能障がい：交通事故や脳血管性疾患などにより、脳に生じた後遺症のこと。記憶障がいや注意障がいといった認知障がいや、社会的な行動障がいなどをきたす。

基本目標2 生きがいのある暮らしづくり

この町で生まれた全ての子どもが伸び伸びと成長し、誰もが安心して暮らせる町にするために、障がいのある人や発達に不安のある子どもが、地域でその個性や能力を発揮して、共に生きる喜びを享受できる社会の実現に向け、それぞれのライフステージ※に応じた支援体制を作ります。

- ① 一人ひとりの成長に合わせた保育や教育の体制を整備し、発達の遅れや不安のある子どもの支援を充実します。
- ② 障がいのある人の経済的な自立や自己実現の場として、また、社会の中での役割や生きがいを見いだす重要な機会として、地域の中で働くための体制を作ります。
- ③ 文化・スポーツ活動、生涯学習など、地域で行われる幅広い活動への参加を進めます。

※ライフステージ：幼児期、児童期、青年期、老年期など、人間の一生を段階的に区分したものを。

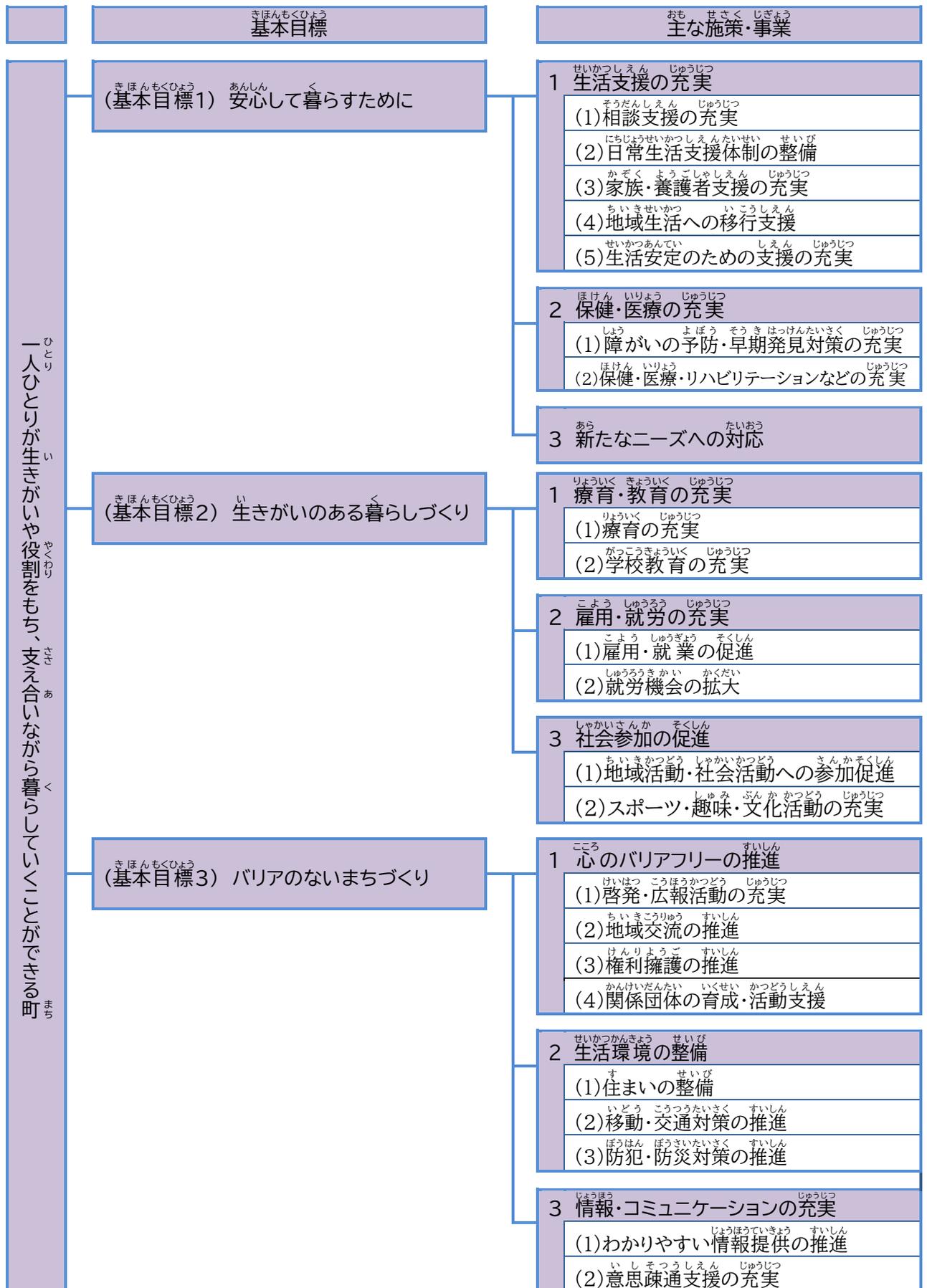
基本目標3 バリアのないまちづくり

「障害者権利条約」では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し
包容されることの推進について定められており、地域で生活している一人ひとりが、障がいの
有無に関わらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

このような共生社会を実現するため、

- ①生活基盤や安全対策などの「ハード」と、障がいに関する理解ある地域づくりなどの「ソフト」の
両面から、暮らしのなかに残されている様々な障壁(バリア)を取り除く取組を推進します。
- ②障がいのある人の状況を踏まえた住まいの確保や防犯・防災活動など、地域ぐるみで安心
安全なまちづくりを推進するとともに、緊急時の支援体制の充実に取り組みます。
- ③障がいに応じたわかりやすい情報提供に配慮します。

3. 施策体系



Ⅱ. 各論

基本目標1 きほんもくひょう 安心して暮らすために あんしん

基本目標2 きほんもくひょう 生きがいのある暮らしづくり い

基本目標3 きほんもくひょう バリアのないまちづくり

・基本目標1 安心して暮らすために

1. 生活支援の充実

(1) 相談支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人の悩みや困りごとは、その障がいの種類や程度、年齢、家族や社会の状況など様々な要因によって異なっています。障がいのある人が安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える様々な問題について気軽に相談し、必要な助言や支援を受けられる身近な相談支援の体制が必要です。また、それらの相談に適切に対応できる専門的な知識をもった人材の育成、確保も重要となります。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果では、主な相談相手は、利用している事業所(60.5%)が一番多く、81.4%の人が家族(親、配偶者、兄弟姉妹、親戚)となっています。家族の高齢化や単身世帯が増える中で、公的な相談支援機関の充実が課題です。

- 本町では、障がい福祉の中核的な役割を担う機関として、平成26年度に愛別町、比布町、上川町と共同で「上川中部基幹相談支援センター」を設置しました。また、令和4年度から「上川中部福祉事務組合」を設立し、上川中部基幹相談支援センター及び上川中部こども通園センターの事務の一部を行うほか、ワンストップ※の総合的相談支援と計画相談※実施、体制強化のため、公平中立の相談支援体制を作ることを目的にしており、4町が連携して活動を進めています。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果では、『困ったときに相談できる場所や機関』を「知らない」と答えた人が18.6%いるため、相談窓口の周知が引き続き課題となっています。また、『福祉サービスの内容や利用方法』を「よくわからない」と答えた人が32.6%おり、『当麻の人たちや役場に望むこと』こととして、「サービスの内容がよくわからないときがある」など内容把握に対する要望が挙げられています。日常的な情報発信の在り方などを見直す必要があります。

※ワンストップ:一つの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと

※計画相談:ご本人の望む生活を実現するために専門の職員が生活全般の支援計画を作成してサービス利用の利便性を高めるもの

- 当麻町自立支援協議会の活動を核として、相談支援の質の向上やネットワーク強化を図るとともに、障がいのある人やその家族の多様なニーズにきめ細かい対応を図るため、当事者の意見を反映していくことが重要です。平成26年度から地域の交流の場として「きたよんさろん」を開催しています。

※町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果では、『権利の主張や地域活動への参加』について「わからない」と答えた人が42.2%、「積極的にしていきたい」と答えた人は13.3%で、「必要だが機会がない」と答えた人が15.6%でした。当事者活動の育成やピアカウンセリング※の導入検討が課題となっています。

※ピアカウンセリング：障がいのある人が、自らの体験に基づいて、同じ立場にある障がいのある人の相談に応じ、助言を行うこと

今後の方向性

- 役場保健福祉課と上川中部基幹相談支援センターが連携し、障がいのある人のライフステージ全ての段階に対応したきめ細かな相談体制を充実させます。また、家族や支援関係者の相談にも応じていきます。
- 「当麻町自立支援協議会」を通じて、関係機関の連携強化と情報や課題の共有を図るとともに、当事者活動の育成やピアカウンセリングの実現に向けて検討を行っていきます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
相談支援事業の充実	上川中部基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、障がいのある人や家族の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行う相談支援事業を充実させます。
当麻町自立支援協議会の活動推進	「当麻町自立支援協議会」にて、個々の相談支援に関する課題共有や問題解決、啓発活動、関係機関の連携強化などについて定期的に協議を実施するとともに、相談支援事業者の運営強化などを図ります。
当事者活動の育成、充実	障がいのある人やその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するため、当事者のエンパワーメント※に配慮し、自主的活動を育てます。当事者同士が支え合うピアカウンセリングの導入に向け、広域で体制整備を進めます。

※エンパワーメント：夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来もっている生きる力を湧き出させること。

(2) 日常生活支援体制の整備

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしを営むためには、必要なサービスの提供体制の充実と、本人が必要なサービスを選び、決めていくことが重要です。障がいのある人のニーズや地域の資源や実情を踏まえ、身近なところで相談支援や情報提供を行う体制、必要なサービスの調整や提供体制の充実を図る必要があります。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果は、安心して暮らすために必要なこと、困っていることとしてたくさんの回答をいただきましたが、親亡き後への不安や経済的な問題や現時点で金銭的に余裕がないことについて記載がありました。

- 居宅介護など訪問系のサービスは、利用人数及び利用量がほぼ横ばいで推移しており、町内の事業所(当麻町社会福祉協議会)において提供されています。今後、通院介助などの増加に伴い需要が増えた場合は、人材の確保が課題となってきます。

* 令和4年度の居宅介護の利用者は一月平均3人ですが、町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果では、移動に対する不安などが記載されており、ヘルパーなど人材の育成や確保をしていく必要があります。

- 日中活動系サービスは、平成13年度に社会福祉法人当麻かたるべの森が通所授産施設(平成18年から就労継続支援事業所)、平成28年からはワークショップさんれっど、令和元年からはさぼーとカラフルが就労継続支援事業所を開設。町内の福祉的就労環境の充実化が図られてきました。しかし、地域企業などの理解促進や職業スキルの習得など一般就労につながる体制整備については課題です。また、日中の介護支援のため、社会福祉法人当麻かたるべの森が平成18年度から生活介護事業を開始しています。地域活動支援センターは町内にないため、旭川市の事業を利用することとしていますが、現在利用実績はありません。地域交流や余暇を過ごすための環境、幅広い日中活動の場、機会の活用について周知や利用しやすい条件づくりが求められています。また、外出時の交通手段や移動先での支援の需要が増えており、その充実も課題です。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者のアンケート調査結果では、遊びについて「車がないため行動が制限されている」「外出を増やしたい」となどの記載や、将来について「親が死んだら困る」などの記載があり、その人の生活全般を豊かにする支援の在り方を検討する必要があります。

- 地域に整備されていないものについては、広域的連携などにより障がいのある人の在宅支援を支える各種サービスを提供してきました。今後も広く近隣市町や関係機関と連携して、必要な支援体制を充実させていくことが重要です。

* 町内には就労移行支援や療養介護などの事業所、専門医療機関はありませんが、近郊の社会資源を有効に活用しています。しかし、移動距離が長いことや交通の便などで利用できない方もおり、日常生活に密着したサービスについて、町内で提供できる体制を充実させることが課題です。

- 全戸に有線告知放送を配備し、災害時の情報発信を含め生活情報の提供をしています。また、聴覚障がいのある人の世帯は、FAXで内容を送信しています。一人暮らしや家族の高齢化が進む現状で、不測の事態への対応や災害など緊急時の支援体制の充実が課題となります。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果で、緊急時の行動について「知っているが不安がある」が 27.9%、「どうしてよいかわからない」と答えた人が 25.6%でした。自由記載では「災害があったときにテレビが見れなくなることが危ない」、「足がない」、「行動できるか心配」などの内容が記載されています。

今後の方向性

- 障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することができるよう、「障害者総合支援法」によるサービスだけでなく、町が実施する地域生活支援事業などのサービス充実を図ります。具体的には、計画相談や一般相談から明らかになった課題の解決に向け、関係機関と検討を進め、多様なニーズに質的・量的に応えます。
- 困りごとへの対応やサービス利用の利便性を高めるため、窓口における事務処理の簡素化に努め、上川中部基幹相談支援センターにおけるワンストップの相談支援体制を充実させ総合的・専門的な相談に対応します。
- 地域の支援体制充実のため、必要な人材の育成や確保に取り組みます。
- 当麻町自立支援協議会の機能を生かし、障がいのある人への相談支援、就労支援、余暇活動や社会参加の効果的な取組、子どもの育つ環境の充実などに取り組みます。
- 緊急時や災害時に加えて、日常の見守りや声掛けなど、普段からの地域交流を進めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
居宅生活支援の充実	各種障がい特性を理解した適切な介護を提供するため、研修機会を確保し、従事者の資質の向上や人員の確保に努めます。
日中活動の充実	人との交流や創作活動、機能訓練、就労訓練などを行う場を提供するため、本人ニーズに合わせた事業所や交流機会の確保に努めます。また、子どもの放課後活動などの機会確保に努めます。 市町村事業である移動支援や日中一時支援事業など、個別ニーズに合わせて柔軟に活用されるように自立支援協議会で検討を行います。
日常生活支援の充実	地域のバリアフリーを推進するとともに、日常生活の利便性を高めるために不可欠な補装具の給付・修理、日常生活用具の給付について充実を図ります。また、補装具や日常生活用具の啓発に努め、利用を促進します。
緊急時対策の充実	有線告知放送やFAX送信など適時の情報配信に努めます。また、具体的な非常時の支援体制を検討します。
地域による見守り体制づくり	地域ぐるみで障がい者世帯などを見守り体制づくりについて、関係機関との連携や自立支援協議会での検討を進めます。
サービス利用者の利便性向上	ワンストップの相談支援体制を充実するとともに、事務処理の簡素化に努め、利用手続の簡素化・スピード化を図ります。

(3) 家族・養護者支援の充実

現状と課題

- 本町で生活する障がいのある人はグループホームや一人暮らしのほか、多くが家族と同居して協力を得ながら暮らしています。虐待防止法が成立した背景には、家族の介護負担を軽減することにより、障がいのある人の尊厳ある生活を支えることも目的としています。家族の高齢化が進む中で、家族支援は大変重要です。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者のアンケート調査結果では、困ったときに相談する相手で「親」と答えた人が 44.2%、困っていることについての回答に「親が死んだら困る」などの記載があり、親への負担が大きいことが読み取れます。

今後の方向性

- 計画相談導入により養護者の相談支援を充実し、適切な時期に短期入所支援などを活用して介護負担の軽減に取り組みます。
- 家族・養護者が参加できる研修機会や養護者同士の交流の場を確保し、介護による精神的負担の軽減に取り組みます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
計画相談の実施	家族支援を視野に入れた、適切なサービス提供に努めます。家族の介護負担を軽減することで、障がいのある人の生活の質を守り、虐待の未然防止につなげます。
研修や交流機会の確保	疾病や障がい特性の理解、介護の知識などについて研修機会を確保します。また、家族同士の交流機会を作り、日頃の悩みが話せる場を確保します。

(4) 地域生活への移行支援

現状と課題

- 平成17年度までは、措置制度により、本人の意思に関わらず遠方の施設に入所された方もおり、自らの意思で地域生活を望まれる人が、安心して地域生活に移行できるような相談支援や地域の受け皿づくりが課題となります。
- 現在、入所サービスを利用されている人には、相談支援専門員が本人の希望や生活状況を把握して、本人が望む暮らしが実現できる支援を行っています。区分認定調査員や担当の相談支援専門員と連携して、地域生活移行の希望を受け止める仕組みが重要です。
- 精神病院への長期入院者が退院して地域生活に戻るために、病院の支援体制が強化されており、連携しながら地域の支援体制を充実させる必要があります。

今後の方向性

- 施設入所や長期入院中の人々が、地域で安心して生活できるよう相談支援を充実します。

基本的な施策

施策	取り組み内容
相談支援の実施	相談支援専門員と連携し、地域移行・地域定着のため地域相談を実施します。施設入所者の区分認定調査の際に、本人の意向を確認し、必要な支援を行います。 精神科病院の地域支援担当と連携して、必要な支援を行います。

(5) 生活安定のための支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人が地域社会の中で安定した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金などの年金や特別障害者手当などの各手当は、障がいのある人やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。
- 各種年金・手当・減免措置などについて、相談窓口における情報提供を行うとともに、広報などを通じて制度の周知を行っていますが、より広く情報が届けられるよう、周知・広報の手段や相談支援を充実させる必要があります。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者のアンケート調査結果では、『地域で生活するために必要な支援』としてお金に関して、「今の年金ではゆとりがない」「貯金ができない」「年金生活なので電気代、灯油代、食事が高くなると足りなくなる」などの記載があり、長期的な視点での経済的な相談支援が必要です。

今後の方向性

- 障がいのある人の経済的自立を支援する手当・年金など各種制度の周知を徹底し、利用の促進を図ります。また、生活保護の利用についても必要な情報を提供します。
- 日常生活の金銭管理や経済的虐待の防止、悪徳事業者の被害に遭わないよう相談支援体制を強化します。

基本的な施策

施策	取り組み内容
経済的支援に関する情報の発信	各種年金・手当・減免措置などについて、町のホームページへの掲載や、わかりやすい冊子・パンフレット類の作成、配布方法の検討など、多様な手段により周知を図ります。 また、各種制度の利用援助を行う相談支援事業を充実させるとともに、事業の広報に努めます。
日常生活における金銭管理の支援	上川中部基幹相談支援センターにおいて、経済的虐待や被害防止の相談に対応するほか、日常生活の金銭管理や身上監護※などの相談に応じます。また、日常生活自立支援事業の充実にも努めます。

※身上監護：生活・医療・介護などに関する契約や手続きなどの支援を行うこと。施設入所契約やサービス利用契約などの業務を行う「法律行為としての身上監護」と、本人の意思確認や生活上の困りごとへの支援を行う「事実行為としての身上監護」の2つに大きく分けることができます

2. 保健・医療の充実

(1) 障がいの予防・早期発見対策の充実

現状と課題

- 本町では、妊婦に対する健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフステージにおける取組を推進し、障がいの原因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めています。乳幼児に関しては、核家族化が進み、出生数の減少もあいまって保護者同士の交流機会も減り、共働きの世帯も増加していることから、身近に育児の悩みや不安を相談できる人がいないこと、相談する時間が取りづらいことが予想され、健診や訪問での保健師の関わりは、安心して養育を行う上でも重要です。

* 保護者アンケートの調査結果で、『安心して子育てをするために必要だと思えるもの』の設問で、「安心して子どもを預けられる場所が必要」、「母親同士が交流できる機会が増えたらいい」、「日常でちょっと預けられる場所、相談できる人が必要」などの記載があり、親子を支える環境の整備が求められています。

- 疾病の発症や進行を予防する「一次予防」に、より重点を置いた取組を進めるとともに、子どもの成長を支える養育者への支援が重要になります。また、近年増加しているうつ病や引きこもりなど幅広い心の健康問題などへの適切な対応を図っていくことが大切です。

今後の方向性

- 妊娠、出産に関わる危険性を減らすため、妊婦健診の勧奨を行い、障がいの早期発見や早期療育、育児支援のため、新生児や乳幼児の健康診査を確実に実施します。支援が必要な人には保健師の訪問や専門機関への紹介など適切に対応します。生活習慣病※などの疾患による障がいを予防するため、今後も成人を対象とした健康診査や健康教育などを実施します。

※生活習慣病：がん、高脂血症、高血圧症、歯周病など、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称です

- 保健事業の更なる充実を図るとともに、適切な治療や療育につなげるため、関係機関との連携を強化していきます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
妊婦支援の充実	妊産婦の不安を軽減し、出産のリスク要因を減らし安全な出産となるため、相談や訪問などで情報提供を行い、妊婦支援の充実を図ります。
乳幼児健診事業の充実	乳児、1歳6カ月児、3歳児、5歳児健診により、月・年齢に応じた乳幼児期の健全な発育・発達状態、養育状況を確認し、疾病や異常の早期発見とともに、養育上の助言や支援に努めます。
生活習慣病の予防対策の充実	健康診査の受診率向上に努め、健診後の保健指導を確実にを行い疾病の予防に努めるとともに、脳卒中や虚血性心疾患など障がいの原因となる生活習慣病の早期受診勧奨を行います。
健康教育の充実	各地区健康学習会や対象別の運動教室など、効果的な健康教育に取り組み、町民全体の健康づくりを推進します。

(2) 保健・医療・リハビリテーションなどの充実

現状と課題

- 病気などにより日常生活に障がいのある人が安全に安心して暮らしていくためには、医療及び機能訓練などが重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。
- 身体に障がいのある人の生活機能の向上や機能訓練などのリハビリテーションに関しては、町内、近郊とも体制整備はまだ十分とは言えない状況です。
- 精神疾患の予防や回復のためには、家族や周囲の理解が必要ですが、精神疾患に対する理解は十分とは言えず、偏見などもあり、早期対応、早期治療に結び付きにくい状況です。

今後の方向性

- 障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、町内医療機関との連携を進めるとともに、広域で整備されている医療情報の提供を図ります。
- 保健事業（運動器具開放日）の活用や、訪問看護・訪問リハビリの導入など、地域リハビリテーション体制の充実に取り組むとともに、広域的なサービス提供体制を確保するため医療機関との連携を推進していきます。
- 当事者や家族が集い、疾病や障がいについて相互理解を深める機会を確保します。
- 障がいや疾病のある人、その家族への相談支援とともに、治療の中断を防ぎ再発を防止するために公的制度の利用を促進します。

基本的な施策

施策	取り組み内容
地域リハビリテーション体制の整備	機能の維持や機能障がいの軽減を図る上で重要なリハビリテーションが継続できるよう、保健事業や訪問看護の利用を進めます。 また、引きこもりや孤立を防ぐことを目的とした各種事業に取り組めます。
医療費や受診に係る負担軽減	障がいのある人などの医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障害者（児）医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。受診に支援が必要な人の通院介助や移動支援の充実を図ります。
精神障がい者にも対応した地域ケアシステムの構築	精神障がいを有する方の把握、そして本人の困り感に寄り添い、本人の意思が尊重されるような適切な支援を提供できるよう努めます。

3. 新たなニーズへの対応

現状と課題

- 平成23年7月に成立した「障害者基本法の一部を改正する法律」では、障がいのある人が日常生活などにおいて受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるとする考え方にに基づき、障がい者の定義が見直されました。
- 平成25年4月に成立した障害者総合支援法では、従来の身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がい、難病患者、高次脳機能障がいについても障がい福祉サービスの提供対象として定めています。本町では、これらの障がいのある人やその家族、支援に関わる人などの相談に専門的・総合的に対応するため、広域で上川中部基幹相談支援センターを設置。また、令和4年度から「上川中部福祉事務組合」を設立し、上川中部基幹相談支援センター及び上川中部こども通園センターの事務の一部を行うほか、ワンストップの総合的相談支援と計画相談実施、体制強化のため、公平中立の相談支援体制を作ることを目的にしており、4町が連携して活動を進めています。その利用や役割について積極的に周知する必要があります。
- 障がいのある人がもつ悩みや問題は、その障がいの種類や障がい程度、年齢、家族や社会の状況などいろいろな要因によって異なっています。また、障がいのある人を支援する制度は目まぐるしく変化しており、適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材の育成が必要とされています。

今後の方向性

- 上川中部基幹相談支援センターを中心として、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強め、必要な支援の充実を図ります。
- 症状が理解されにくく、本人も自覚をもちにくい高次脳機能障がいや発達障がい、治療方法が確立せず心身の負担が大きい難病などについて、その障がい特性への理解を深める機会を増やし、共生社会の実現に努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
<p>相談支援体制の整備</p>	<p>上川中部基幹相談支援センターにおいて、発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどに関する専門的な相談支援体制を充実します。</p>
<p>発達障がいに対する支援</p>	<p>発達障がいのある子どもや保護者への支援の充実を図るため、「当麻町自立支援協議会子ども支援部会」などとの連携を密にして育つ環境を整えます。成人の発達障がいへの理解啓発に努め、その能力が発揮できる就労環境や生活環境づくりに努めます。</p>
<p>在宅難病患者の療養への支援</p>	<p>難病患者に対して、身体状況などに応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、本人や家族の相談に応じ、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。</p>
<p>高次脳機能障がいのある人への支援</p>	<p>事故や脳卒中などの後遺症などによる高次脳機能障がいについて、町民の理解を深めるため、啓発活動に努めます。</p>
<p>支援関係者の研修・専門的人材の確保</p>	<p>新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得、障がいのある人に配慮した適切な接遇方法など、町職員や事業所職員などの研修を充実させます。</p> <p>また、地域に密着した相談活動を行う地域相談員、民生委員児童委員を対象に、障がいに関する最新の知識や障がいのある人の権利擁護などに関する研修会を開催します。</p>

基本目標2 生きがいのある暮らしづくり

1. 療育・教育の充実

(1) 療育の充実

現状と課題

- 乳幼児期などのできるだけ早期に、発育・発達の遅れや育児上の不安のある子どもに対して、必要な治療や指導訓練、環境の調整を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が図られることから、出生時からの支援が重要です。
- 本町では、母子保健事業において、乳幼児の発育・発達の遅れや養育環境の課題、疾患や障がいの早期発見に努め、支援が必要な子どものいる家族などを対象とした相談や助言を実施しています。
- 発達の遅れや障がいのある乳幼児に対して、上川中部こども通園センターで保護者からの各種相談に応じています。また、個別療育や日常生活の配慮などについて保護者への助言を行っています。学齢期に達した場合は、教育支援委員会などで教育や支援の体制を確認しています。放課後の療育を担当する事業所（メープルリーフ）や、旭川市内で送迎可能な事業所を利用している人もいます。
- 今後は、発達の遅れや障がいのある子どもの発達段階に応じて、一人ひとりのニーズに応えるため、保健、医療、福祉、教育の密接な連携の下、切れ目のない支援を充実させていくことが必要です。
- 子育て世代包括支援センターや上川中部こども通園センターなど、相談機能をもつほとんどの機関が平日のみの営業であるため、子育ての悩みや不安を抱えながら働いている親が相談しやすいような相談体制を整備していくことが必要です。

*保護者アンケートでは、『相談機関があること』については92.3%が「知っている」と答えていますが、『サービスの内容・利用方法』については42.3%がよくわからないと答えています。また、自由記載には、親としての悩みやサポートを望む声、子どもの将来を心配する気持ちが多く記載されています。

今後の方向性

- 母子保健事業において乳幼児における疾病や障がいの早期発見に努め、発達の遅れや障がいのある子どものいる家族などに相談や助言を積極的に行います。
- 保育士などの研修を拡充するなど、障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、上川中部子ども通園センターやメープルリーフと連携して療育環境を整えます。
- 成長に合わせて切れ目のない支援を継続するために、関係機関が連携して子どもが育つ環境を総合的に整えていきます。
- 子どもの成長や発達などに不安を抱えながら働いている親や家族が、いつでも気軽に相談できる体制を検討していきます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
環境づくりへの取組	「当麻町自立支援協議会子ども支援部会」で子どもの育つ環境づくりや虐待の防止、支援事例の検討などを行います。
訪問指導や療育機会の充実	発達の遅れや障がいのある子どものいる家庭や幼稚園、保育所を保健師や上川中部子ども通園センター指導員が訪問して、その子に合わせた支援環境を一緒に考えます。関係機関との連携を密にし、専門性の高い相談や適切な関係機関の紹介に努めます。
相談支援体制の充実	発達の遅れや障がいのある子どもをもつ親の不安解消を図るため、より専門性の高い相談支援に努めます。 また、平日の相談が難しい親や家族が相談できる体制の整備に努めます。
子育て世代包括支援センターの活用	就学前の乳幼児を対象に、遊びを中心として親子の交流や子育てへの助言を行います。
幼稚園、保育所における受け入れ体制の整備	個々の状態に配慮した保育・教育を実践するため、必要な人員や保育士・教職員の研修機会を確保し、関係機関との連携に努めます。

(2) 学校教育の充実

現状と課題

- 国では、インクルーシブ教育※システム(包容する教育制度)構築の理念を踏まえながら、全ての子どもに最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されており、当町においてもインクルーシブ教育、特別支援教育の在り方について検討が必要です。

※インクルーシブ教育:人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み

*保護者アンケートでは、『子育てをしていて不安なこと』について、「問題や犯罪などを犯さずまっすぐ成長してくれるか」との記載があり、社会生活の基盤になる学校生活が、安心できるものである必要があります。また、『子育てをしていて良かったこと』について、「子どもの成長した姿を見たとき」、「子どもがいなければ経験できなかったことが経験できる」、「楽しいことを共有できること」など多くの記載がありました。

- 当麻町育ちと学びの応援ファイル『すくらむ』※を積極的に活用し、就学や進学、卒業後など切れ目のない支援を充実させていくことが必要です。

※当麻町育ちと学びの応援ファイル『すくらむ』平成22年4月より出生児の保護者に配付。子どもが成長していく過程で直面する様々な悩みをサポートしていくためのファイル。保健・医療・教育・福祉など子どもの成長を支援する機関に提示することで効果的な支援を継続して受けることができます

今後の方向性

- 幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目において、継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を進めます。
- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行うため、障がい種別での指導を中心に学校教育の充実を推進します。
- 町民、保護者への特別支援教育に関する理解増進を進めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
障がいの状態に応じた適切な学校教育の充実	障がいの状態や発達段階に応じた指導体制の整備や専門性のある人材の確保などにより、発達の遅れや障がいのある児童・生徒に対する学校教育の充実を図ります。保護者や本人の意向を尊重したインクルーシブ教育の体制整備にも取り組みます。
発達障がいへの適切な対応と特別支援教育への理解増進	発達障がいに関する共通理解を深めるため、教育機関などと連携し、障がい特性に応じた教育環境の整備に努めます。 また、発達障がいに関する地域の理解を得るため、保護者や町民に対する啓発に取り組みます。
学校における受け入れ体制の整備	学校において、障がいの重度化、多様化に対応するため、教職員の研修機会を確保し、関係機関との連携に努めます。また、子どもの発達に配慮した教育環境の整備に努めます。

2. 雇用・就労の充実

(1) 雇用・就業の促進

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心した生活を送るためには、経済的基盤の確保が不可欠であり、就労の機会の充実とともに、多様な働き方が可能になるような体制づくりが重要な課題となっています。
- 就労を促進するためには、ハローワーク、障害者職業センター※、障害者就業・生活支援センター※の関係機関と連携し、訓練や就労のための総合的な支援を充実させる必要があります。

※障害者職業センター：就職や職場復帰を目指す障がいのある人、障がい者雇用を検討しているあるいは雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関

※障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育などの関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関

今後の方向性

- 就労関係機関との連携により、地元及び近郊の雇用に関わる情報提供や適切な支援機関の紹介を行います。
- 障がいがあっても安心して仕事を続けられる環境の整備や、また企業なども安心して障がいのある人を雇用できるよう、受け入れ時から就労後まで継続した支援や相談体制を作ります。

基本的な施策

施策	取り組み内容
就労支援の推進	「当麻町自立支援協議会地域づくり部会」において、就労支援の推進、地場産業への貢献、事業主啓発などの課題を検討します。
就労支援機関との連携	上川中部基幹相談支援センターを核として、かたるべの森、さぼーとカラフル、ワークショップさんれっど、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの就労支援機関と連携を図り、就労に向けての支援体制を作ります。
雇用者支援の充実	障がい者雇用に取り組む事業主に対して、障がい理解をバックアップする仕組みについて検討します。
就労者支援の充実	就労している人が安心して相談できる窓口の確保や、働く仲間との会などの当事者活動、余暇活動の情報提供に努めます。

(2) 就労機会の拡大

現状と課題

- 福祉的就労の場合は、一般就労に向けた作業訓練や一般就労が困難な障がい者に働く機会を提供するとともに、相談支援や仲間づくりの場として社会参加を支援する役割も果たしています。働く意欲のある障がい者の力が発揮できるよう、福祉的就労の充実が求められます。
- 本町では、ギャラリーかたるペプラス、さぼーとカラフル、ワークショップさんれっどが就労継続支援(B型)のサービスを提供していますが、就労移行支援事業所はない状況です。

今後の方向性

- 職場の設備、通勤事情、対人関係、健康管理などの理由により一般就労が困難な障がいのある人が多様な働き方ができるよう支援します。
- 一般就労を希望する人を支援するための相談支援体制の充実化を図ります。

基本的な施策

施策	取り組み内容
福祉的就労環境の充実	町内及び広域的対応により、将来一般企業などでの就労を希望する人や一般就労が困難な人に就労機会や訓練機会を提供します。 本人の障がい特性に配慮した就労支援が提供されるよう、計画相談を充実します。
就労支援事業所などから の物品などの調達推進	「障害者優先調達推進法」に基づき調達方針を定め、就労支援事業所などからの調達の推進に努めます。

3. 社会参加の促進

(1) 地域活動・社会活動への参加促進

現状と課題

- 地域活動・社会活動に参加することは、障がいのある人の生活の質を向上させ、自己啓発や生きがいづくりにもつながります。また、活動を通して、仲間同士や地域の人々との交流が生まれ、地域で孤立するのを防ぐ大きな役割ももっています。
- 本町では、平成26年度から「きたよんさろん」を毎月1回開催。自主的な活動と交流の場として定着しています。また、社会福祉協議会は町民誰もが参加できる「ふれあいサロン」を開催しています。

* 町内障害福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート結果では、『自分の権利の主張、地域活動やイベントへの参加、平等な社会をつくること』について、「積極的にしていきたい」と答えた人は13.3%にとどまり、「必要だと思う機会がない」と答えた人が15.6%でした。約4割の人が「よくわからない」と答えています。

今後の方向性

障がいのある人が生涯にわたって地域や社会の活動に参加できるよう環境整備に努め、活動を支援する福祉サービスやボランティアを確保するなどの支援体制づくりに努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
地域活動・社会活動の 機会の充実	「当麻町自立支援協議会」地域づくり部会において、障がいのある人も安心して参加できる地域活動や社会活動の充実について検討を行います。
地域活動への参加促進	地域社会の一員として地域で行われる様々な行事や住民活動に参加しやすいよう、主催者などに協力や配慮を促し、条件整備を進めます。また、社会福祉協議会と連携し、当事者団体などが実施する行事について地域住民との参加交流を促進します。
交流の場の提供	「きたよんさろん」や「ふれあいサロン」を定期的に開催し、当事者、家族、町民などの交流機会を作ります。

(2) スポーツ・趣味・文化活動の充実

現状と課題

- 障がいのある人のスポーツ・文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、豊かな生活を送るために重要です。また、共に参加する機会をもつことは、地域の人々が障がいのある人への理解を深める上でも重要です。
- 町内における障がいのある人の文化活動については「かたるべの森」において取り組まれています。幅広い年代層や多様な内容に取り組むためには、関係機関との連携を進め障がいのある人に対する理解の促進が必要です。

今後の方向性

- 円滑にスポーツや趣味・文化活動を行うことができるよう、関係機関と連携して身近な地域の取組を進めます。また、多様なニーズに応えられるよう広域での実施も検討していきます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
障がいに係る芸術活動などの推進	障がい者施設などで行う各種イベント・教室などで町民と障がい者が継続的に交流できる場の確保に努めます。
施設利用時の利便性向上	町営施設のバリアフリーなど、施設利用の利便性向上を進め、障がいのある人が町営施設を利用する場合の使用料減免を行います。

基本目標3 バリアのないまちづくり

1. 心のバリアフリーの推進

(1) 啓発・広報活動の充実

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければいけません。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果で、『地域、家族、支援者の関わりで傷ついたり不快だったこと』で、「はい」と答えた人は30.2%で、「作業所で利用者などから心ない言葉を言われた」「障がいの部位を人前でいろいろ言われた」「病院に行ったときに見たことない人を見るようなことがあった」などの記載がありました。

* 住民に対するアンケート結果では、『障害者差別解消法』を知っている人の割合は31.0%で、『障害者虐待防止法』を知っている人の割合も31.0%にとどまっており、住民に対する啓発が必要です。

* 支援者に対するアンケート結果で『障害者差別解消法を知っているか』の設問に対し、「知っており、それに沿った行動をしている」と答えた人が31.4%、『障害者虐待防止法を知っているか』の設問に対して「知っており、研修や当事者への説明もしている」と答えた人は35.3%にとどまっており、支援関係者も含めた啓発が必要です。

- 精神障がい、発達障がい、難病患者、高次脳機能障がいなどについて、その特性や必要な配慮などに関し、町民の理解が進んでいるとは言えません。

* 住民に対するアンケート結果では、『障がいのある人と接したり話したりする機会』があるという人は、36.0%でした。『当麻町を誰もが暮らしやすい地域にする』ための意見として、「障がいについて知ってもらえる機会があるといい」、「イベントなど誰でも参加できるものがあるといい」などの意見がありました。

今後の方向性

- 障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を浸透させるため、広報紙の積極的な活用や啓発イベントの実施、ポスター、パンフレットなどの作成・配布など、あらゆる機会と媒体を活用した啓発・広報活動を推進します。
- 自立支援協議会の検討内容を踏まえ、上川中部基幹相談支援センターを核として積極的に啓発活動を展開します。

基本的な施策

施策	取り組み内容
多様な広報媒体の活用	広報紙「我が郷土」をはじめとする町や関係団体が発行する各種広報紙、パンフレット、ポスター、ホームページなどの積極的活用により、啓発・広報活動の充実を図ります。
啓発活動の実施	障がいのある人の文化活動などを発表、紹介する場や、住民との交流の場となるイベントなどについて町内や近郊町と協力して取り組みます。また、各種研修会や会合、町内会単位の身近な集まりなどの場を活用して、理解啓発に取り組みます。

(2) 地域交流の推進

現状と課題

- 町民が、障がいや障がいのある人に対して正しく理解し、共生のまちづくりを進めていくためには、子どもの頃からの触れ合いや、理解を深める福祉教育の推進が必要です。
- 上川中部基幹相談支援センターにおいて障がいをテーマとした研修を実施し、合理的な配慮について考える機会をもちました。しかし、障がいのある人の困りごとや思いに直接触れる機会を提供するには至っておらず、これからの課題となります。

*住民に対するアンケートでは、『障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作るために必要だと思う取組として「障がいのある人の話を聞いたり、交流したりする場を作る」(52.0%)、「障がいのある人の生活を支える福祉サービスを充実させる」(52.0%)、「地域の事業主の理解を深め、安心して働ける職場を確保する」(50.0%)という結果でした。

*支援者に対するアンケートでは、『障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作るために必要だと思う取組として、「気軽に相談でき、適切な支援が提供されること」(62.7%)が最も多く、次いで「福祉サービスを充実させる」(54.9%)となっており、「社会参加の推進」、「権利擁護の推進」(10%)は低くなっています。

今後の方向性

- 町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、思いやりの心を育てるため、触れ合いや交流の機会を充実させます。
- 幅広い年代の町民が、心のバリアフリーについて考える機会を作ります。

基本的な施策

施策	取り組み内容
交流体験の充実	学校教育、社会教育、社会福祉協議会や障がい者団体の活動を通じて、幅広い年代層を対象とした地域の福祉関連行事への参加やボランティア体験などの機会の拡充を図ります。
障がいをテーマとした研修・講座の充実	障がいや障がいのある人について理解を深めるための研修・講座を上川中部基幹相談支援センターや当麻町社会福祉協議会が中心となって、住民に身近な場所で開催します。
障がいへの理解を深めるための教育の推進	社会見学や交流学習を通じて、子どもの頃からの触れ合いや理解を深めるための教育を推進します。

(3) 権利擁護の推進

現状と課題

- 平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」などに関する広報・啓発活動を行うとともに、障がい者に対する虐待の防止のため、虐待の早期発見と迅速・的確な対応や養護者への支援に取り組む必要があります。また、北海道では平成21年に「北海道障がい者条例」を制定し、障がい者の権利を最大限尊重することなどについて理解促進を図っています。
- 障がいのある人の地域生活移行や家族の高齢化が進む中で、日常生活を支える必要がある人などは、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助など、安心して生活を送るための支援が必要です。日常生活自立支援事業や成年後見制度※の利用が必要な方々に対して、わかりやすい説明や丁寧な利用支援が不可欠となります。また、身近なところで支援ができる体制整備も課題です。

※成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度

- 当事者や家族に対して、権利擁護に関するわかりやすい情報提供を行い、自らの主張や相談、虐待通報などを行う力をつける取組も重要です。

* 支援者に対するアンケートでは、『障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域を作る』ために必要だと思う取組として、「社会参加の推進」「権利擁護の推進」(10%代)は低くなっている状況から、積極的な取組が必要です。

今後の方向性

- あらゆる機会・場を活用して町民や支援者の人権意識の高揚を図るとともに、障がいのある人の権利擁護のための各種制度を普及させ、利用を促進します。
- 当事者や家族に対して、権利擁護、権利行使についてわかりやすい説明や情報提供を行います。また、行政、社会福祉協議会、地域住民、事業者などが一体となって障がいのある人の権利擁護に努めます。

基本的な施策

施策	取組み内容
人権意識の高揚	町民の人権意識を高め、差別のない社会の実現を図るため、人権擁護に関する啓発活動に取り組みます。 また、民生委員児童委員、ボランティア、事業所などを対象とした研修会を開催し、地域において障がいのある人の生活を支える福祉関係者の意識向上に努めます。
人権相談などの実施	当麻町人権擁護委員や旭川法務局職員が行う人権相談や啓発活動について、広報紙やホームページにより積極的に周知します。また、日常の権利擁護について連携して取り組みます。
成年後見制度などの利用促進	生活上の判断に支援が必要な人の財産管理や契約時における権利保護、虐待の防止などを目的とした成年後見制度の利用を促進するため、わかりやすい制度の周知を行い、計画相談においても積極的に取り組みます。

(4) 関係団体の育成・活動支援

現状と課題

- 障がいのある人が主体的に活動していくためには、個人活動だけでなく、目的を共にした団体に所属し、その活動を通じて社会参加していくことのできる環境づくりも必要です。

- 積極的に地域で活動している障がいのある人やその家族がいる反面、子どもの成長に不安を抱える家族や、地域の社会資源や支援サービスに適切に結び付かない障がいのある人や家族がいることも憂慮されています。

今後の方向性

- 障がいのある人やその家族が、障がい福祉の充実や親睦を深めるために活動を行う場として、障がい者団体などの育成や活動強化に取り組めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
障がい者団体の育成・支援	上川中部基幹相談支援センターを核として、当事者同士や家族が話し合いや交流を行うことを目的とした団体やサークルの育成に努め、自主的な活動を支援します。
障がい者団体への加入促進	障がいのある人とその家族が地域で孤立しないよう、障がい者団体などの活動を周知し、団体への加入を促進します。

2. 生活環境の整備

(1) 住まいの整備

現状と課題

- 障がいのある人が生活の質の向上を図り、充実した生活を実現するには、日常生活環境などあらゆる活動空間において、快適性と安全性が十分に保証され、常に安心して過ごせることが重要となります。
- 本町では、障がいのある人や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保された住宅の確保を推進してきましたが、さらにバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 障がいのある人の地域での生活を支える障がいに配慮した住まいの場として、また、施設入所者や入院患者が今後地域生活への円滑な移行を進めていく上で、グループホームの役割は特に重要と考えられ、相談機能を併せもった地域生活拠点の機能強化を近隣町の協力の下、充実させていくことが必要です。

* 町内障がい福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査では、『安心して暮らすための必要だと思うこと』で住むところのこととして、「グループホームで生活しているためあまり不安はない」という記載がありました。

今後の方向性

- 住居に相談支援や体験利用など機能を付加した地域生活拠点の機能強化を推進します。
- 障がいのある人が快適に安心して生活できるように、「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づいて住まいづくりやまちづくりにおけるバリアフリー化などに努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
住居の確保(地域生活拠点の機能強化)	グループホームなど、地域で暮らすための基盤となる住居の確保について、広域での対応を含めて推進していきます。
公共施設などのバリアフリー化	障がいのある人の安全や生活の利便性、快適性の向上を図り、社会参加を促進するため、町全体のバリアフリー化を推進します。

(2) 移動・交通対策の推進

現状と課題

- 障がいのある人が地域で積極的に社会参加していくためには、移動手段が確保されているとともに、安心して歩くことができる歩行空間の整備が必要です。

* 町内福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果では、『安心して暮らすために必要なこと』として、「車がなかったため行動が制限されている」との記載がありました。

- 町内にはJR、路線バスが旭川駅までつながっており、バス停や駅の近くの住民の交通手段は確保されていますが、沿線以外の方が町内のイベントに参加したり、買い物に出掛けたりするには不便な地域があります。
- 障がいのある人が安全かつ身体的・精神的負担の少ない方法で移動できるようにするためには、障がい種別に合った個別の対応など移動支援の充実のほか、歩道の段差、傾斜の改善など交通対策の充実が必要となっています。

* 町内障がい福祉サービス提供事業利用者へのアンケートでは、「雪で歩道が歩きにくい」という意見がありました。

今後の方向性

- 障がいのある人の社会参加を促進するため、公的交通機関の利便性、通院介助や移動支援の利用、福祉有償運送や事業所の送迎体制など、移動手段や外出先での支援を充実させます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
歩行空間の整備	障がいのある人などが快適かつ安全に移動できるよう主要な道路における歩道の確保に努めるとともに、段差解消、路上障害物の除去などを進めます。 冬期においては、快適かつ安全に移動できるよう、鉄道駅周辺、中心市街地、公共施設周辺の歩道について除排雪を徹底します。
送迎サービスなどの充実	身体に障がいがあり公共交通機関の利用が困難な人を対象として、専用設備のある車まで自宅から病院などまでの送迎を行う福祉有償運送事業のほか、外出先で支援が必要な人のため移動支援、医療機関受診時の通院介助など、対象となるサービスの利用を促進します。また、サービスの利用に当たって助成を継続します。 日中系サービス利用や通所などの送迎体制整備に努めます。

(3) 防犯・防災対策の推進

現状と課題

- 障がいのため判断能力が不十分な人などが、犯罪に遭わないよう、関係機関や地域住民と密接な連携を図りながら、情報提供など犯罪被害を未然に防止することが必要となります。
- 障がいのある人や高齢者などが詐欺などの犯罪被害に遭うことを防止するためには、地域住民による見守り、声掛けを行うなど、地域ぐるみで防犯対策の推進が必要です。
- 火災や台風、雪害、地震などの災害が発生したときに、情報の伝達や避難誘導などを迅速かつ的確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

* 町内福祉サービス提供事業所利用者へのアンケート調査結果では、『災害などの緊急時の行動について』、「知っていて避難先も決めている」と答えた人は 27.9%で、「知っているが不安である」が 27.9%、「どうしてよかわからない」と答えた人が 25.6%となっている。『不安なこと、希望すること』の記事では、『災害があったときにテレビなどが見れなくなるのが危ない』との情報提供を望む声や、「足がない」、「行動できるか心配」など大きな不安を感じている現状です。

- 本町では、「当麻町地域防災計画」に基づき、障がいのある人や高齢者など「避難行動要支援者」への情報伝達や避難方法を定めています。また、「避難行動要支援者」の把握に努めています。災害時には、公的な支援体制だけでは十分な対応を行うことが難しいため、障がいのある人を地域で支える自主防災組織や町内会など自治組織による防災活動もより充実させていく必要があります。

今後の方向性

- 地域ぐるみで障がいのある人を犯罪から守り、地域の安全、安心を確保するための総合的な取組を検討します。
- 「当麻町地域防災計画」に基づき、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を活性化させていきます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
見守り体制の整備	当麻町社会福祉協議会を核として、高齢者や障がいがある人の世帯などの見守りの仕組みを作ります。また、民生委員と連携し、孤立を防ぐ取組を進めます。
在宅者援護体制の充実	個人情報保護法に配慮しながら、民生委員児童委員との連携により、平素より障がいのある人をはじめとした災害弱者の住居状況などの把握に努めます。 災害発生時には、把握した情報を基に、近隣住民との協力を得ながら災害弱者の速やかな避難を支援します。
社会福祉施設における防災体制の充実	災害発生時における社会福祉施設の安全確保のため、防災組織体制の整備や設備の安全対策などについて、施設長に要請し充実を図ります。
避難対策及び避難所対応の充実	「当麻町地域防災計画」に基づき、適切な対応をします。 また、災害発生時、避難所において、障がいのある人などの健康状態の把握に努めます。
障がいのある人への防災情報の提供	町内有線告知放送で災害発生情報を速やかに伝えます。

3. 情報・コミュニケーションの充実

(1) わかりやすい情報提供の推進

現状と課題

- パソコンや携帯電話といった情報機器の急速な発達^{てがる}は、手軽なコミュニケーション手段として浸透^{しんとう}していますが、その反面、障がいのある人にとって情報機器の操作がバリアとなり、情報格差が生じるという問題も指摘されています。
- パソコンの利用は、視覚や聴覚に障がいのある人や難病などで言葉^{ことば}を発せない人のコミュニケーション手段として有効です。また、携帯電話は外出中の安全確認や相談ができるため、活動範囲を広げる道具として有効です。パソコンや携帯電話といった情報機器の使い方を学ぶ講習会などへの取組が課題となっています。
- 障がいのある人やその家族への情報発信手段として、ホームページを活用^{かつよう}していますが、障がいのある人が見やすい情報としては、まだ十分に^い対応できているとは言えない状況です。

* 町内福祉サービス提供事業所利用者のアンケート調査結果では、『安心して暮らすために困っていること』として、「自分の気持ちを相手に伝えることが難しいので、気持ちが相手に受け止められないときはイライラし辛くなる」との記載がありました。

今後の方向性

- 障がいのある人が町民生活に有益な情報を容易^{ようい}に入手できる^{にゅうしゅ}よう、利用しやすいホームページやパンフレットの作成、手話奉仕員の養成、拡大読書器の設置など情報バリアフリーに努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
ホームページやパンフレットの充実	障がいのある人などが情報を容易に見ることができるよう、文字拡大機能やわかりやすい配置など、障がいに配慮したページづくりに努めます。また、わかりやすいサービス利用の手引きなどを作成します。
情報格差の解消	サービスの周知や緊急時の連絡などに当たって、有線告知放送や聴覚障がいのある人にはFAXを活用し迅速に対応します。また、障がいのある人が情報機器の使い方を学ぶ機会を作ります。非常時の避難先などでの情報提供について配慮します。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 聴覚や視覚に障がいのある人は、社会生活上の意思疎通や情報が確保しにくい状況に置かれています。こうした障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図り、社会参加を促進するためには、障がいに配慮したコミュニケーションの手段を確保することが重要になります。
- 本町では、地域生活支援事業の意思疎通支援事業を通じて、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣による支援などを行っていますが、今後とも、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

今後の方向性

- 意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニーズに応えられるように、支援体制の充実に努めます。

基本的な施策

施策	取り組み内容
手話通訳などの充実	障がいのある人のニーズを勘案し、手話通訳者などを派遣します。
視覚障がいに配慮した情報伝達	パソコンの拡大機能の利用やQRコードなどによる音声ガイド整備などに取り組みます。
人材の育成・確保	各種講習会を開催するなどして、手話奉仕員などコミュニケーションを支援する人材の育成、確保に努めます。

III. 資料編

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせっちきそく
当麻町自立支援協議会設置規則

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいぶかいせっちようこう
当麻町自立支援協議会部会設置要綱

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいいいん
当麻町自立支援協議会委員

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせんもんぶかいこうせいきかんいちらん
当麻町自立支援協議会専門部会構成機関一覧

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいたいせいず
当麻町自立支援協議会体制図

かんれん ほうりつ じょうやく
関連する法律・条約

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせつちきそく 当麻町自立支援協議会設置規則

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、当麻町自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者相談支援事業に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 障がい者(児)の権利擁護、虐待防止に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (7) その他障害福祉の増進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の全体会議の委員は、10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 保健・医療機関関係者
- (3) 学校・教育機関関係者
- (4) 障害者関係団体に所属する者
- (5) 障害者等及びその家族
- (6) 福祉関係機関、団体の代表者
- (7) 地域相談員
- (8) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第6条 全体会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査、研究等を行うため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(秘密の保持)

第8条 協議会及び専門部会の会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会及び専門部会の職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員がその職務を行うため全体会議に出席したときは、当麻町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第4号)に規定するところにより支給する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課福祉係において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(当麻町障害者計画策定委員会規則の廃止)

2 当麻町障害者計画策定委員会規則(平成18年規則第37号)は廃止する。

(当麻町障害者地域自立支援協議会設置規則の廃止)

3 当麻町障害者地域自立支援協議会設置規則(平成19年規則第21号)は廃止する。

附 則(平成30年3月29日規則第14号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第11号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月10日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則(令和3年11月10日規則第27号—2)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年11月10日規則第27号—3)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

当麻町自立支援協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 当麻町自立支援協議会設置規則(平成26年規則第18号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を協議検討、調査研究する。

- (1) 地域づくり部会は、障がい福祉計画の進捗、評価及び権利擁護や障がい者への理解促進のための各種の取り組みについて、相談体制の強化、就労支援の推進などの課題を検討する。
- (2) 子ども部会は、障がい児福祉計画の進捗、評価及び子どもの育つ環境づくりや虐待の防止、支援事例の検討を行う。

2 支援事例の協議、検討にあたっては、秘密保持に留意する。

(部会の構成)

第3条 部会は、当麻町自立支援協議会委員及び関係機関の実務者で構成する。

2 部長は、部会委員のうちから当麻町自立支援協議会会長が指名する。

3 副部長は、部会委員のうちから部長が指名し、部長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会委員の任期)

第4条 部会委員の任期は、指名してから当該年度末までとし、再任は妨げない。

(部会の開催)

第5条 部長は、必要に応じて部会を招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

とうまちょうじりつしえんきょうぎかい いん
当麻町自立支援協議会委員

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
 令和5年4月1日～令和8年3月31日

とうまちょうじりつしえんきょうぎかい かいちょう わた べ たか ひろ
 当麻町自立支援協議会 会長 渡 部 孝 弘

とうまちょうじりつしえんきょうぎかい ふくかいちょう かわ の ゆたか
 当麻町自立支援協議会 副会長 河 野 豊

NO	氏 名	摘 要
1	きく ち ゆう こ 菊 地 裕 子	しょう しゃとうおよ かぞく 障がい者等及びその家族 (当麻町手をつなぐ育成会)
2	かわ の ゆたか 河 野 豊	ふくしかんけいきかん だんたい だいひょうしゃ 福祉関係機関・団体の代表者 (当麻町社会福祉協議会会長)
3	なか しま よしこ 中 島 よし子	ふくしかんけいきかん だんたい だいひょうしゃ 福祉関係機関・団体の代表者 (当麻町民生委員児童委員協議会会長)
4	にし はた まさひと 西 畑 雅 仁	ちいきそうだんいん 地域相談員 (当麻町社会福祉協議会事務局長)
5	きさきき としみつ 佐々木 利 光	たちょうちょう ひつよう みと もの その他町長が必要と認めた者 (当麻町商工会会長)
6	わた べ たか ひろ 渡 部 孝 弘	しょうがいふくし サービスじぎょうしゃ 障害福祉サービス事業者 (当麻かたるべの森作業支援課長)
7	やま だ ゆき ひろ 山 田 幸 宏	がっこう きょういくきかん かんけいしゃ 学校・教育機関関係者 (学校教育課長)

とうまちょうじりつしえんきょうぎかいせんもんぶかいこうせいきかんいちらん
 当麻町自立支援協議会専門部会構成機関一覧

ちいき ぶくりにぶかい
 地域づくり部会

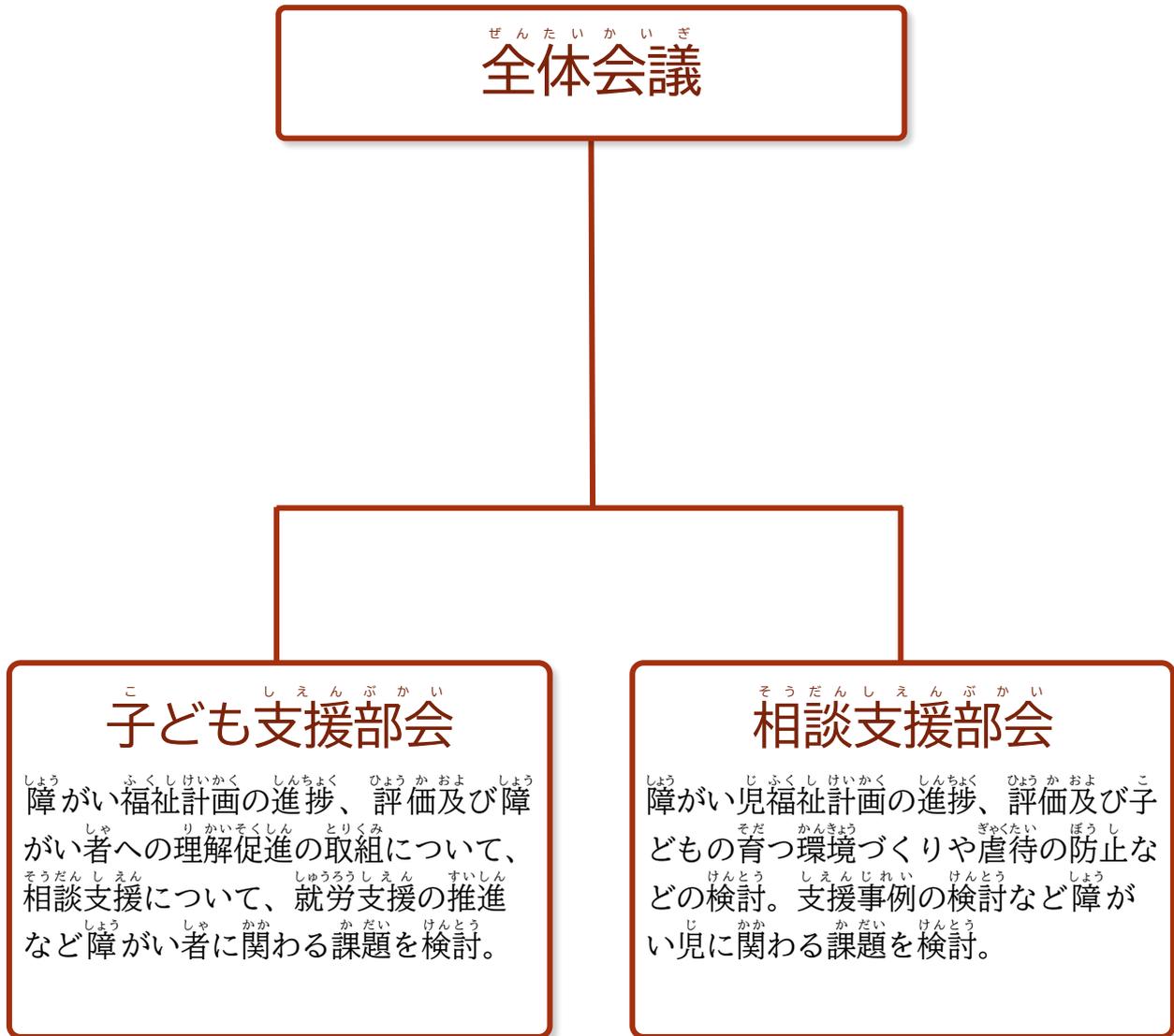
機 関	住 所
かみかわ <small>そうだんしえん</small> 相談支援センター ネット	あさひかわし みやまえ <small>じょう ちょうめ ばん ごう</small> 旭川市宮前1条3丁目3番7号
しょうがい <small>しゃちいきせいかつしえん</small> 障がい者地域生活支援センター ふらっと	とうまちょう <small>じょうにし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町4条西3丁目1番46号
とうまちょう <small>しゃかいふくしきょうぎかい</small> 当麻町社会福祉協議会	とうまちょう <small>じょうひがし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町4条東2丁目16番3号
とうまちょう <small>ほけんふくしかほけんし</small> 当麻町保健福祉課保健師	とうまちょう <small>じょうひがし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町3条東2丁目11番1号
とうまちょう <small>ちいきほうかつしえん</small> 当麻町地域包括支援センター	とうまちょう <small>じょうひがし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町3条東2丁目11番1号
かみかわ <small>ちゅうなんぶししょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえん</small> 上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	あさひかわし みやまえ <small>じょう ちょうめ ばん ごう</small> 旭川市宮前1条3丁目3番7号
とうまちょう <small>しょうこうかい</small> 当麻町商工会	とうまちょう <small>じょうにし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町4条西3丁目1番35号
しゅうろう <small>けいぞくしえん がたじぎょうしよ</small> 就労継続支援B型事業所 ワークショップさんれっど	とうまちょう <small>じょうにし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町3条西3丁目12番18号
しゅうろう <small>けいぞくしえん がたじぎょうしよ</small> 就労継続支援B型事業所 さぼーとカラフル	とうまちょう <small>うえんべつ く</small> 当麻町宇園別2区

こども しえんぶかい
 子ども支援部会

機 関	住 所
とうま <small>もり</small> 当麻かたるべの森	とうまちょう <small>じょうひがし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町5条東3丁目7番25号
とうまちょう <small>こそだしえんかほけんし</small> 当麻町子育て支援課保健師	とうまちょう <small>じょうにし ちょうめ ばん ごう</small> 当麻町4条西3丁目3番2号
しゅにん <small>じどういん</small> 主任児童委員	

とうましようがっこう 当麻小学校	とうまちょう じょうひがし ちょうめ ほん ごう 当麻町3条東3丁目13番1号
う えんべつしょうがっこう 宇園別小学校	とうまちょう う えんべつ く 当麻町宇園別2区
とう まちゅうがっこう 当麻中学校	とうまちょう じょうにし ちょうめ ほん ごう 当麻町5条西4丁目5番1号
とうまようちえん 当麻幼稚園	とうまちょう じょうにし ちょうめ ごう ごう 当麻町4条西3丁目3番1号
とうまほいくえん 当麻保育園	とうまちょう じょうにし ちょうめ ほん ごう 当麻町3条西4丁目8番5号
とうまちょう こそだ せだいほうかつしえん 当麻町子育て世代包括支援センター	とうまちょう じょうにし ちょうめ ほん ごう 当麻町4条西3丁目3番2号
かみかわちゅうぶ つうえん 上川中部こども通園センター	とうまちょう じょうにし ちょうめ ほん ごう 当麻町4条西3丁目3番2号
とうまちょう がっこうきょういく か がっこうきょういくかり 当麻町学校教育課学校教育係	とうまちょう じょうひがし ちょうめ ほん ごう 当麻町3条東2丁目11番1号
とうまちょう がくどうほいく 当麻町学童保育センター	とうまちょう じょうひがし ちょうめ ほん ごう 当麻町4条東2丁目16番2号
トーマスチャイルドハウス緑郷 <small>ろくごう</small>	とうまちょうろくごう く 当麻町緑郷1区

とうまちょうじりつしえんぎょうぎかいたいせいず
当麻町自立支援協議会体制図



関連する法律・条約

○障害者基本法

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

○障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)

(目的)

第1条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

とうまちょう
当麻町

だい じしやう しゃきほんけいかく
第3次障がい者基本計画

はっこうび れいわ ねん がつ
発行日 令和6年3月

へんしゅう はっこう とうまちょうやくほほけんふくしか
編集・発行 当麻町役場保健福祉課

〒078-1393

ほっかいどうかみかわぐんとうまちょう じやうひがし ちやうめ ほん ごう
北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

でんわ
電話 0166-84-2111

Fax 0166-84-4883